



和歌山市公報

令和7年（2025年）3月31日
号外第7号発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【条 例】

番号		ページ
23	和歌山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	4

【規 則】

14	和歌山市夜間中学就学援助費支給規則・・・・・・・・・・・・・・・・（学校支援課）	12
15	和歌山市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保育こども園課）	14
16	和歌山市児童福祉法に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保育こども園課）	15
17	和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（公園緑地課）	16
18	和歌山市国際交流員の給与等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・（国際交流課）	17
19	和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	18
20	和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（産業政策課）	19
21	和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（地域包括支援課）	20
22	和歌山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（青少年課）	21
23	和歌山市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（消防総務課）	22
24	市長の職務を代理する者の順序を定める規則等の一部を改正する規則・・・・・・（消防総務課）	23
25	和歌山市財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（出納室）	25
26	和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則の一部を改正する規則・（障害者支援課）	31
27	和歌山市医療法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務企画課）	32
28	市長の職務を代理する上席の職員を定める規則等の一部を改正する規則・・・・・・（総務課）	45
29	和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	47
30	和歌山市契約規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（調達課）	50
31	和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	51
32	和歌山市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	52
33	和歌山市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	53
34	和歌山市個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・（総務課）	54
35	和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	55
36	和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・（消防総務課）	56
37	和歌山市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（消防総務課）	57
38	和歌山市妊婦支援給付金の支給に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（地域保健課）	58
39	和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（地域保健課）	61
40	和歌山市農業委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則・（農林水産課）	65
41	和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規	

則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(職員厚生課)	66
42 和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(保健対策課)	67
43 和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(都市計画課)	69
44 和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(都市計画課)	92
45 和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(市民税課)	95

【訓 令】

2 和歌山市例規審査会規程を廃止する規程・・・・・・・・	(総務課)	96
3 和歌山市副市長事務担任規程を廃止する規程・・・・・・・・	(行政経営課)	97
4 和歌山市副市長事務担任規程・・・・・・・・	(行政経営課)	98
5 和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(行政経営課)	100
6 和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(総務課)	101

【告 示】

83 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・	(納税課)	117
84 国土調査法の規定による地籍調査の実施・・・・・・・・	(地籍調査課)	118
85 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	119
86 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	120
87 放置自転車等の処分・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	121
88 公示送達（令和6年度第8期期介護保険料督促状）・・・・・・・・	(介護保険課)	122
89 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・	(道路管理課)	123
90 公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・	(保険総務課)	124
91 公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・	(保険総務課)	125
92 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・	(障害者支援課)	126
93 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(市民自治振興課)	127
94 公示送達（令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴 収））・・・・・・・・	(介護保険課)	128
95 公示送達（令和6年度第1期から第8期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	(国保年金課)	129
96 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・	(道路管理課)	130
97 公示送達（固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・	(納税課)	131
98 公示送達（令和6年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書 ）・・・・・・・・	(国保年金課)	132
99 和歌山市指定文化財の指定・・・・・・・・	(文化振興課)	133

【公 告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	135
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課)	136
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課)	137
○ 道路位置の指定・・・・・・・・	(建築指導課)	138
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	(地籍調査課)	139
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	140

【選挙管理委員会告示】

10 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	141
11 和歌山市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	142

【 監査委員告示 】

- 1 和歌山市監査委員処務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局） 143

【 人事委員会規則 】

- 1 和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 146
2 和歌山市人事委員会処務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 148

【 教育委員会規則 】

- 4 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決
裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 149
5 和歌山市立学校管理規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 150
6 教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則・・・・（教育政策課） 151
7 和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 152

【 教育委員会訓令 】

- 1 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 171

【 教育委員会告示 】

- 5 教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 172

【 企業局規程 】

- 6 和歌山市企業局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 173
7 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 174
8 和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 175
9 和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 189
10 和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 191
11 和歌山市公営企業契約規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 192

【 企業局告示 】

- 10 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による排水設備等指定工事店の指定・（企業総務課） 193

【 消防局訓令 】

- 4 和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課） 194
5 和歌山市消防局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課） 208
6 和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課） 209

【 固定資産評価審査委員会告示 】

- 1 和歌山市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（固定資産評価審査委員会事務局） 210

和歌山市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市条例第23号

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

（和歌山市税条例の一部改正）

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項に次の1号を加える。

（12）自己と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が1,230,000円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）

） 各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 前年の合計所得金額が950,000円以下である特定親族 450,000円

イ 前年の合計所得金額が950,000円を超え1,150,000円以下である特定親族 630,000円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち840,001円を超える部分の金額に2を乗じた金額（当該乗じた金額が100,000円の整数倍の金額から80,000円を控除した金額でないときは、100,000円の整数倍の金額から80,000円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ウ 前年の合計所得金額が1,150,000円を超え1,200,000円以下である特定親族 60,000円

エ 前年の合計所得金額が1,200,000円を超える特定親族 30,000円

第32条第6項中「第2項」を「第1項第12号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第2項」に改め、同条第8項中「扶養親族」の次に「及び特定親族」を加える。

第37条第1項ただし書中「若しくは第32条第4項」を「、第32条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同項第5号中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第38条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第38条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第50条第1項中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

第51条の3第3項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を「政令で定めるところにより計算した金額並

びに」に改める。

第51条の10第1項第1号中「第15項」を「第16項」に改める。

第65条第2項中「第1項」を「第1期」に改める。

第79条第3項を次のように改める。

- 3 締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第80条第1項第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第86条第2項中「本項」を「この項」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第5条の3第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第6条第2項中「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「で総務省令」を「（第6号に掲げる施設を除く。）で総務省令」に改め、同項に次の1号を加える。

- （6）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第11条第1項又は第16条第1項の認定を受けた者が設置する同法第13条第9項又は第18条第5項に規定する廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 2分の1

附則第6条第6項、第8項及び第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第10項中「平成31年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「を、取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの」を「（以下この項において「新造車両」という。）の取得等（取得

すること又は取得した後に当該新造車両を他の者に譲渡し、当該者から当該新造車両を賃借することをいう。第1号及び第2号において同じ。）をしてこれを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの（以下この項において「改良車両」という。）に、「改良された車両に」を「改良車両に」に、「当該車両の」を「当該改良車両の」に、「の3分の2（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の3）の」を「に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合又は改良車両を事業の用に供する場合 5分の3
- （2）前号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合 3分の2
- （3）第1号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合 4分の3

附則第6条第11項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、同条第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第15項中「令和6年度」を「令和8年度」に改め、同条第16項中「あつては、」を「あつては」に、「部分に限り」を「部分に限るものとし」に改め、同条第18項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第19項及び第21項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第22項を次のように改める。

22 港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾において、港湾法等の一部を改正する法律（令和7年法律第25号）の施行の日から令和11年3月31日までの間に新たに取得され、又は改良された港湾法第51条の9第3項第1号に規定する協定特定港湾施設（政府の補助で総務省令で定めるものを受けて作成された同条第1項に規定する公表協働防護計画に定められた同項に規定する最適化事業の実施主体が締結した同項に規定する協働防護協定に定められたものに限る。）で政令で定めるものの用に供する償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1）特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾の港湾法第2条第3項に規定する港湾区域が同条第8項に規定する開発保全航路の区域（同法第55条の3の4に規定する国土交通省令で定める区域に限る。）又は同法第55条の3の5第1項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの 2分の1
- （2）前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 6分の5

附則第6条第23項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第25項から第27項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第30項中「者が」の次に「令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に」を加え、「の施行の日から令和7年3月31日までの間に同法」を削り、「基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する」を「従って実施される同法第9条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの導入（同法第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第1号に掲げるものに限る。）の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合することについて総務大臣の確認を受けた場合に限る。）の用に供するために新たに取得した」に改め、「同法第28条に規定する」を削り、「構築物」の次に「であつて、当該特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの」を加え、同条第31項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第32項中「第42条の4第19項第7号」を「第42条の6第1項」に、「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和9年3月31日まで」に改め、「）内に」の次に「同法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額（以下この項において「雇用者給与等支給額」という。）の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された」を加え、同項ただし書中「租税特別措置法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する」を削り、「増加」を「大幅な増加」に改め、「（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から4年度分）」を削り、「3分の1」を「4分の1」に改め、同条に次の1項を加える。

34 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2（当該償却資産のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項第1号に掲げる者が取得したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3）の額とする。

附則第7条の3第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第7条の4の3第1項中「同項に規定する管理組合の管理者等」を「管理者等（同項に規定する管理組合の管理者等をいう。第3項及び第4項において同じ。）」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「後に」の次に「同項の納税義務者から」を、「場合」の次に「又は当該期間の経過後に管理者等から同項の書類の提出がされた場合」を、「当該申告書」の次に「又は当該書類」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、管理者等から同項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該

特定マンションが第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の規定を適用することができる。

附則第8条第6号アの表（イ）中「令和7年度又は」を「令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第23号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和7年改正前の条例」という。）

）第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イの表（イ）中「令和7年度又は」を「令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について令和7年改正前の条例第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第9条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和7年改正前の条例」を加える。

附則第16条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「固定資産税について」の次に「令和7年改正前の条例」を加える。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例）

第18条の3 令和8年4月1日以後に第94条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第464条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第96条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第464条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによるものとする。

附則第30条中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第36条の2第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に、「第11条の7第1項に」を「第11条の6第1項に」に改め、同項の表中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同項の表中「第11条の6第1項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「削る。」を「次のように改める。」に改め、同改正規定に次のように加える。

ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により和歌山県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託（本市の区域を受益の範囲に含むものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附則第3条中「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）の次に「。以下この号において「令和6年所得税法等改正法」という。」を加え、「同法」を「令和6年所得税法等改正法」に改め、「する。」を「、同号ウ中「寄附金」とあるのは「寄附金（令和6年所得税法等改正法附則第3条第1項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の許可（和歌山県知事又は和歌山県教育委員会によるものに限る。）を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条中和歌山市税条例第32条、第37条第1項、第38条の2第1項第3号及び第38条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第36条の2の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日
- （2）第1条中和歌山市税条例第50条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3第1項の改正規定（「第145条の5」を「第145条の13」に改める部分に限る。）、同条例附則18条の2の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第30条の改正規定並びに附則第5条の規定 令和8年4月1日
- （3）第1条中和歌山市税条例第79条第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において政令で定める日
- （4）第1条中和歌山市税条例附則第6条第16項及び第22項の改正規定並びに附則第3条第4項の規定 港湾法等の一部を改正する法律（令和7年法律第25号）の施行の日
- （5）第1条中和歌山市税条例附則第6条第2項の改正規定及び附則第3条第2項の規定 資源循環

の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第32条及び第37条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第38条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第38条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第37条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第38条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第38条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第31号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する同法第203条の6第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された旧条例附則第6条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに製造され、又は改良された旧条例附則第6条第10項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に改良された旧条例附則第6条第22項に規定する特定償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第30項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧条例附則第6条第32項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第32項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第32項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第32項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約に

より機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第32項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第79条第3項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「3号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、3号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例第79条第3項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、3号施行日の属する年度の翌年度（3号施行日が4月1日である場合には、3号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、3号施行日の属する年度（3号施行日が4月1日である場合には、3号施行日の属する年度の前年度）分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新条例第80条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第18条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、和歌山市税条例第94条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第96条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第18条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）和歌山市税条例第96条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第18条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第18条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（都市計画税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市夜間中学就学援助費支給規則を公布する。

令和7年3月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第14号

和歌山市夜間中学就学援助費支給規則

（趣旨）

第1条 この規則は、市内の区域内に住所を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する中学校で、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条の夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学」という。）に在籍する生徒のうち、経済的理由によって就学が困難な生徒又は生徒の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）に対して就学を援助するための給付金（以下「就学援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（援助の実施）

第2条 市長は、本市の区域内に住所を有し、夜間中学に在籍する生徒又は保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助費を支給する。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

（2）和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条に規定する教育扶助として、次項各号に相当する給付が、同法第32条第1項の規定による金銭給付又は現物給付として行われている者に対しては、当該給付に相当する就学援助費は支給しない。

3 就学援助費は、次に掲げる費目について支給する。

（1）学用品費

（2）通学用品費

（3）校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）

（4）オンライン学習通信費

（5）通学費

（6）修学旅行費

4 前項第1号、第2号及び第5号の支給は、1月間全日を欠席したときはその月分を減額して支給する。

5 就学援助費の支給年限は3年とする。ただし、生徒が在籍する夜間中学の学校長（以下「学校長」という。）が特に必要として在籍を認めた場合は9年を限度として支給する。

6 第3項各号に掲げる費目に係る支給額については、予算の定めるところによる。

（申請）

第3条 前条第1項第2号に規定する認定を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請については、教育委員会が別に定める。

（就学援助費の支給）

第4条 市長は、第2条第3項（第6号を除く。）に掲げる費目に係る就学援助費について、同条第1項及び第2項の規定により支給の対象となる者（以下「被援助者」という。）の預金口座又は貯金口座への口座振替の方法により支給するものとする。

2 市長は、第2条第3項第6号に掲げる費目に係る就学援助費については、学校長に対して交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被援助者が負担すべき教材費、校外活動費その他の学校教育活動に要する経費であって、学校長が徴収するものについて未納の金額があるときは、当該被援助者に係る就学援助費については当該学校長に対して交付するものとする。

（届出）

第5条 被援助者は、就学援助費の支給を必要としなくなったときは、市長に速やかに届け出なければならない。

2 被援助者は、氏名、現住所、世帯状況又は前条第1項に規定する預金口座若しくは貯金口座等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（就学援助費の支給の終了）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助費の支給を終了する。

（1）前条第1項の規定による届出があったとき。

（2）被援助者でなくなったとき。

（3）被援助者が偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

2 市長は、被援助者が前項第3号に該当したことにより就学援助費の支給を終了したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月21日揭示済）

和歌山市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第15号

和歌山市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市立保育所条例施行規則（昭和32年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第11条 条例第7条第1項の規則で定める保育所は、砂山保育所及び楠見保育所とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月21日揭示済）

和歌山市児童福祉法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第16号

和歌山市児童福祉法に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市児童福祉法に関する規則（平成15年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の3から第4条の5までの見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

「家庭的保育事業等

別記様式第2号の6中「家庭的保育事業等認可申請書」を 認可申請書 に
乳児等通園支援事業 」

「家庭的保育事業等

、「家庭的保育事業等の実施」を の実施 に、「家庭的保育事業等を行う者」
乳児等通園支援事業 」

を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者」に改める。

別記様式第2号の7中「家庭的保育事業等認可申請変更届出書」を

「家庭的保育事業等

認可申請変更届出書 に、「家庭的保育事業等の実施」を
乳児等通園支援事業 」

「家庭的保育事業等

の実施 に改める。

乳児等通園支援事業 」

「 廃止

別記様式第2号の8中 家庭的保育事業等 承認申請書 を
休止 」

「家庭的保育事業等 廃止

「 廃止

承認申請書 に、 家庭的保育事業者等の を

乳児等通園支援事業 休止

休止」

「家庭的保育事業等 廃止

の に改める。

乳児等通園支援事業 休止」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月21日揭示済）

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 17 号

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市児童遊園条例施行規則（昭和 53 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表岩橋安井児童遊園の項の次に次のように加える。

岩橋安井第 2 児童遊園	和歌山市岩橋 1 2 8 1 番 8
--------------	--------------------

別表海側自然公園の項の次に次のように加える。

梅原三反田児童遊園	和歌山市梅原 7 4 番 9
-----------	----------------

別表小倉勝宝台 3 号公園の項の次に次のように加える。

小倉中萱杵児童遊園	和歌山市小倉 8 1 番 8
-----------	----------------

別表栗栖児童遊園の項の次に次のように加える。

栗栖徳井児童遊園	和歌山市栗栖 6 番 1 6
----------	----------------

別表樋ノロ公園の項の次に次のように加える。

日野公園	和歌山市つつじが丘 1 丁目 1 6 番
------	----------------------

別表弘西いこいの公園の項の次に次のように加える。

弘西井田児童遊園	和歌山市弘西 1 0 4 2 番 3 0
----------	----------------------

別表ふじと台 2 5 号公園の項の次に次のように加える。

ふじと台 2 7 号公園	和歌山市栄谷 9 7 4 番 3 3 7
	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 2
ふじと台 2 8 号公園	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 8
	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 4 1
ふじと台 2 9－1 号公園	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 9
ふじと台 2 9－2 号公園	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 4 4

別表ふじと台 3 3 号公園の項の次に次のように加える。

ふじと台 3 4 号公園	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 3 5
	和歌山市栄谷 9 7 7 番 6 4 7

別表府中長通り児童遊園の項の次に次のように加える。

府中箸折東児童遊園	和歌山市府中 5 5 3 番 8
-----------	------------------

別表南出島須原児童遊園の項の次に次のように加える。

南出島若井田児童遊園	和歌山市南出島 4 9 番 3
------------	-----------------

別表わかいだ公園の項の次に次のように加える。

和歌浦東三丁目児童遊園	和歌山市和歌浦東 3 丁目 6 2 7 番 1 2 9
-------------	-----------------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 3 月 25 日揭示済）

和歌山市国際交流員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第18号

和歌山市国際交流員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市国際交流員の給与等に関する規則（令和2年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1年以内の項中「280,000円」を「335,000円」に改め、同表1年を超え2年以内の項中「300,000円」を「345,000円」に改め、同表2年を超え3年以内の項中「325,000円」を「355,000円」に改め、同表3年を超え5年以内の項中「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月26日揭示済）

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第19号

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員給与条例施行規則（昭和26年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「勤務時間条例第8条第2項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、任命権者が別に定めるところにより行うものとする。

第20条中第2項を第1項とし、第3項を削る。

第25条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条第5項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号を別記様式第3号とし、別記様式第5号を別記様式第4号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月27日揭示済）

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第20号

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市企業立地促進条例施行規則（平成29年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（18）新規産業地 本市が平成11年3月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める新規産業地をいう。

第5条第1項第1号イ中「10,000,000,000円」を「3,000,000,000円」に、「500人未満」を「30人以上」に、「3年度」を「5年度」に改め、同号ウ中「500人」を「100人」に、「200,000,000円」を「300,000,000円」に改め、同項第2号中「500人」を「100人」に、「あり、そのうち異動転入者の割合が6割を超える」を「ある」に、「100,000,000円」を「180,000,000円」に改める。

第6条第2項中「令和7年2月28日」を「令和10年2月29日」に改める。

第7条第1項第11号中「次」の次に「のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまで」を加え、同号ア中「小売業」を「イ及びウに掲げる場合以外の場合 小売業」に、「すること」を「し、中心商業エリアに所在するものであること」に改め、同号イを次のように改める。

イ 投下固定資産総額が3,000,000,000円を超え、基準日における新規雇用者及び異動転入者の合計人数が30人以上の場合 中心商業エリア又は新規産業地に所在するものであること。

第7条第1項第11号に次のように加える。

ウ 小売業のうち、日本標準産業分類に掲げる細分類5621—総合スーパーマーケット又は細分類5811—食料品スーパーマーケットの場合 指定の申請時点で半径1km以内に日本標準産業分類に掲げる細分類5621—総合スーパーマーケット又は細分類5811—食料品スーパーマーケットを行う事業所が所在していない、かつ、所在する予定がない本市の区域内（中心商業エリア及び新規産業地を除く）に所在するものであること。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる指定の申請について適用し、同日前にされた指定の申請については、なお従前の例による。

（令和7年3月27日掲示済）

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第21号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成28年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第46条中「「指定生活支援型訪問サービス従業者」と」の次に「、第11条中「又は事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。））」とあるのは「、事業対象者又は省令第140条の62の4第3号に規定する被保険者」と」を加える。

第70条中「「指定短時間型通所サービス従業者」と」の次に「、第11条中「又は事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。））」とあるのは「、事業対象者又は省令第140条の62の4第3号に規定する被保険者」と」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月27日揭示済）

和歌山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第22号

和歌山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成12年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「栗255番地の5」を「楠見中35番地の1」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第23号

和歌山市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団の組織等に関する規則（昭和40年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「次号において」を「以下」に改め、「機能別消防団員」の次に「（以下「OB団員」という。）」を加える。

第5条第3項中「条例第3条第2項第1号又は第2号に掲げる者のうちから任命された機能別消防団員（以下「OB団員」という。）」を「OB団員」に改め、同条第5項を削る。

第8条第2項中「別表のとおりとする」を「別に定める」に改める。

第10条第8項を削る。

第11条の見出しを「（住民票の写し等の提出）」に改め、同条中「第8項」を「第7項」に改め、「住民票の写し」の次に「（本市に居住しない者であって、本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市の区域内に存する学校に在学するものにあつては、それらを証明する書類）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和7年3月28日揭示済）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第24号

市長の職務を代理する者の順序を定める規則等の一部を改正する規則

（市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部改正）

第1条 市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の職務を代理する上席の職員を定める規則

第1条及び第2条を削る。

第3条中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

（和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則の一部改正）

第2条 和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則（昭和37年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「消防局に属する事務を担当する」を削る。

（和歌山市人権・同和対策協議会規則の一部改正）

第3条 和歌山市人権・同和対策協議会規則（平成14年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、副会長」を削り、同条第2項中「市民環境局に属する事務を担当する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第4条第2項を削り、同条第3項中「及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長とともに」を「に事故があるとき、又は会長が」に改め、同項を同条第2項とする。

（和歌山市事務決裁規則の一部改正）

第4条 和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「両副市長」を「副市長」に改める。

「

別表第3中	市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた副市長	市長の職務を代理する者の順序を定める規則第2条第1項の規定により第2順位として定められた副市長	を
	他の副市長	所管の局長	

」

「

副市長	所管の局長	に改める。
所管の局長		

」

附 則

この規則は、令和7年3月31日から施行する。

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第25号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「法第243条の2第2項」を「市長は、法第243条の2第2項」に、「は、公金を徴収又は収納したときは、納入義務者に領収証書を交付しなければならない。」を「を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条中第6項を7項とし、第5項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定公金事務取扱者は、公金を徴収又は収納したときは、納入義務者に領収証書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）領収証書に代わるべきものを交付する場合

（2）電子情報処理組織等を使用する方法によって歳入等の納付を受けた場合

第54条に次の1号を加える。

（19）払込取扱票により支払う経費

第96条第4項中「指定機関等は」の次に「、納付書での支払いを取り扱う場合は」を加える。

第205条第2項中「公金収納受託者又は公金支払受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第219条中「公金収納受託者および公金支払受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第224条第3項中「債権者」を「請求者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、数葉をもつて1通であることを証明する事項を記載することにより省略することができる。

第224条に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、請求者は、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載することにより、正当な請求者から提出されたものであることを市長が確認できる場合は、請求者の印、署名又はぼ印を省略することができる。ただし、当該請求書が第73条第1項の規定による現金払いに係るもののときは、この限りでない。

別表第3消防局の部を次のように改める。

消防局	消防総務課	課長	消防局において取り扱う手数料の収納及び保管（予防課において取り扱う手数料を除く。）	66
	予防課	課長	予防課において取り扱う手数料の収納及び保管	71

別表第3教育委員会の部保健給食管理課の項及び別表第4教育委員会の部保健給食管理課の項を削る。

別表第6中「公金収納受託者領収書」を「指定公金事務取扱者領収書」に改める。

第28号様式（その1）及び第28号様式の2（その1）中

2 市県民税・森林環境税(普通徴収分) (特別徴収分は、口座振替できません。)	全期()年度分以降 期別()年度()期分以降	
--	------------------------------	--

を

2 市県民税・森林環境税(普通徴収分)	全期()年度分以降 期別()年度()期分以降	特別徴収分は、口座振替できません。
---------------------	------------------------------	-------------------

に改める。

「 (表 紙) 「 (表 紙)

第29号様式（その1）中 を に、
収納受託者領収書 指定公金事務取扱者領収書

「 年 月 日まで 「 年 月 日まで

を に、「和歌山市公金収納受託者領収

受託者 事務取扱者

「和歌山市公金収納受託者

書」を「和歌山市指定公金事務取扱者領収書」に、 を

㊞」

「和歌山市指定公金事務取扱者

に、「受託者印」を「事務取扱者印」に改める。

㊞」

第29号様式（その2）中

返納 年 月 日
和歌山市国民健康保険料収納事務受託者 ㊞

を

返納 年 月 日
和歌山市国民健康保険料指定公金事務取扱者 ㊞

に、「和歌山市国民健康保険料収納

事務受託者領収証書」を「和歌山市国民健康保険料指定公金事務取扱者領収証書」に、

「和歌山市国民健康保険料収納事務受託者

を

㊞」

「和歌山市国民健康保険料指定公金事務取扱者

に、「和歌山市国民健康保険料収納事務受

㊞」

託者」を「和歌山市国民健康保険料指定公金事務取扱者」に改める。

第29号様式（その3）中「和歌山市後期高齢者医療保険料収納事務受託者 ㊤」を「和歌山市後期高齢者医療保険料指定公金事務取扱者 ㊤」に、「和歌山市後期高齢者医療保険料収納事務受託者領収証書」を「和歌山市後期高齢者医療保険料指定公金事務取扱者領収証書」に、「和歌山市後期高齢者医療保険料収納事務受託者」を「和歌山市後期高齢者医療保険料指定公金事務取扱者」に改める。

第29号様式（その4）中「和歌山市公金収納受託者領収書」を「和歌山市指定公金事務取扱者領収書」に改め、

「上記のとおり領収しました。」 「上記のとおり領収しました。」

を

に改める。

和歌山市公金収納受託者 」 和歌山市指定公金事務取扱者」

第29号様式（その5）中「和歌山市公金収納事務受託者 ㊤」を「和歌山市指定公金事務取扱者 ㊤」に、「和歌山市公金収納事務受託者領収証書」を「和歌山市指定公金事務取扱者領収証書」に、「和歌山市公金収納受託者」を「和歌山市指定公金事務取扱者」に改める。

第30号様式中「和歌山市公金徴収（収納）受託者」を「和歌山市指定公金事務取扱者」に改める。

第128号様式を次のように改める。

第128号様式
(その1)

前金払整理簿

月日	款項目節	前金払先	前金払額	結果の確認			所属	摘要
				確認の内容	残額	契約額		
			円		円	円		

(その2)

公 共 工 事 前 金 払 整 理 簿

会計		款		項		目		節		説明
工事番号	第 号	契約番号	第 号	設計額		円		変更設計額		円
請負人	住 所					氏 名				
契約日及び契約金額				円	前払金額			円		備 考
第1回更改契約日及び金額				円	中間前払金額			円		
第2回更改契約日及び金額				円	預託銀行					
区分		金額 (1)		金額 (2)		金額 (3)		金額 (4)		金額 (5)
請負金額 (A)		円		円		円		円		円
前払済金額 (B)										
中間前払金額 (C)										
出来高率 (D)		%		%		%		%		%
出来高支払額 (E) (A×D×9/10)										
前払金控除額 (F) (B×D)										
中間前払金控除額 (G) (C×D)										
出来高支払済額 (H)										
今回支払額 (I) (E-F-G-H)										
前払済金額を除いた 支払残額 (A-B-C)										
前払金控除残額 (A-F-G)										
支払残額 (A-B-C-H-I)										

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市財務規則の様式による用紙は、この規則による改正後の和歌山市財務規則の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第26号

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則（令和6年規則第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第27号

和歌山市医療法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市医療法施行細則（平成9年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1項中「第29条第1項」を「第29条第1項から第3項まで」に、「別記様式第37号」を「別記様式第38号」に、「別記様式第38号」を「別記様式第39号」に改め、同条第2項中「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届出書」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届出書」に、「別記様式第39号」を「別記様式第40号」に改め、同条を第21条とする。

第19条の見出し中「診療用放射線照射器具」の次に「等」を加え、同条中「第27条第3項」の次に「、省令第27条の3第2項」を加え、「診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届出書」を「診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届出書」に、「別記様式第36号」を「別記様式第37号」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「別記様式第35号」を「別記様式第36号」に、「別記様式第35号の2」を「別記様式第36号の2」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（診療用放射性同位元素使用器具の設置の届出）

第18条 省令第27条の3第1項の規定による届出は、診療用放射性同位元素使用器具設置届出書（別記様式第35号）によることができる。

別記様式第3号、別記様式第6号、別記様式第9号、別記様式第21条、別記様式第24号、及び別記様式第27号中「第 号」を「和歌山市指令 第 号」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定を」を「審査請求に対する裁決があったことを」に、「異議申立てに対する決定の日」を「審査請求に対する裁決があった日」に改める。

別記様式第39号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届出書」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届出書」に、「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後」に改め、同様式を別記様式第40号とする。

別記様式第38号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を、「放射性同位元素装備診療機器」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加え、「第29条第1項」を「第29条第1項及び第3項」に改め、同様式を別記様式第39号とする。

別記様式第37号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、「等照射器具」を「、診療用高

エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具」に改め、「放射性同位元素装備診療機器」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加え、「第29条第1項」を「第29条第1項及び第2項」に改め、同様式を別記様式第38号とする。

別記様式第36号中「第19条関係」を「第20条関係」に、「診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届出書」を「診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届出書」に、「次のとおり診療用放射線照射器具」を「次のとおり診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具」に改め、「第27条第3項」の次に「、第27条の3第2項」を加え、同様式を別記様式第37号とする。

別記様式第35号中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、「特別の理由により」の次に「エックス線診療室若しくは」を加え、同様式を別記様式第36号に改める。

別記様式第34号の次に次の1様式を加える。

別記様式第35号（第18条関係）

診療用放射性同位元素使用器具設置届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住所

届出者

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号 （ ）

診療所電話番号 （ ）

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具を設置するので、医療法施行規則第27条の3第1項の規定によりお届けします。

名称

所在地

使用開始（予定）年月日	年 月 日
-------------	-------

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ（胸腹部用、頭部頸部用）、ガラスリング、ポケット線量計、TLD、その他（ ）	無
放射線測定器又は用具 （放射線障害が発生するおそれのある場所の測定）	有	種類・名称	無
放射性同位元素の入手、使用及び廃棄に係る ベクレル単位での放射能測定器	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 診療所の全体図面
- 2 管理区域隣接部の平面図
※上下階を含む。また、管理区域及び標識の位置を明示すること。
- 3 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設の詳細図（平面図、立面図）
※使用室、貯蔵室等各室の標識、管理区域の標識及び注意事項の掲示する位置を明示すること。
- 4 給排水及び給排気の経路図面
- 5 遮へい計算書
※管理区域、敷地の境界、使用室等
- 6 放射線障害の防止に関する病院内機構図（責任者氏名を含む。）及び放射線障害防止の院内規程
- 7 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網
- 8 RIの入手、使用及び廃棄に係る帳簿の様式
- 9 各放射線測定器の動作特性等の判明する書類

診療用放射性同位元素使用器具に関する事項					
項目	群別				
放射性同位元素の形状					
本年使用予定数量(Bq)					
1日最大使用予定数量(Bq)					
3月間最大使用予定数量(Bq)					
1年最大使用予定数量(Bq)					
最大貯蔵予定数量(Bq)					

(注) 使用予定核種の種類が多いときは同様式で別紙を作成すること。

診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師、歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴		
氏 名	生年月日	経 歴

(注) 経歴の欄には免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号も記入すること。

診療用放射性同位元素使用器具を使用するための施設の概要		
使用室	診療室(計測、測定室)	有 (部屋数) ・ 無
	準備室	有 (部屋数) ・ 無
	汚染検査室(場所)	有 (部屋数) ・ 無
	汚染除去室(場所)	有 (部屋数) ・ 無
	更衣設備	有 (部屋数) ・ 無
	専用便所	有 (部屋数) ・ 無
貯蔵施設	貯蔵室	有 (部屋数) ・ 無
	貯蔵箱	有 (箱数) ・ 無
廃棄施設	排水設備	有 ・ 無
	排気設備	有 ・ 無
	保管廃棄設備	有 ・ 無
	焼却設備	有 ・ 無
診療用放射性同位元素使用器具による治療		有 ・ 無
放射線治療病室		有 (部屋数) ・ 無
診療用放射性同位元素使用器具による治療を受けている患者を放射性治療病室に入院させない場合		有 ・ 無 (注)有りの場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること。
運搬容器		有 (数) ・ 無

診療用放射性同位元素使用器具使用室の放射線障害防止に関する事項			
主要構造部等の耐火構造又は不燃材料の必要性		要する ・ 要しない	
面壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無	
診療室（計測、測定室）と準備室の区画		有 ・ 無	
使用室から外部への出入口		か所	
		準備室	診察室
内装材及び平滑の有無	壁内装材（平滑の有無）	（ 有 ・ 無 ）	（ 有 ・ 無 ）
	床内装材（平滑の有無）	（ 有 ・ 無 ）	（ 有 ・ 無 ）
	天井		
	扉		
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		有 ・ 無	有 ・ 無
耐腐食性・耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無
排気設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備		有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備の排水設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無
フード・グローブボックス等の設備		有 ・ 無	
上記装置の排気設備への連結		有 ・ 無	
使用室等の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無	有 ・ 無

（注） 診察室及び準備室が多数ある場合は、この様式で別紙を作成すること。

診療用放射性同位元素使用器具使用室(付属室)の放射線障害防止に関する事項				
面壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無		
		汚染検査室	汚染除去室	専用便所
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	天井			
	扉			
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
耐腐食性・耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備の排水設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
汚染除去用機材			有 ・ 無	
更衣設備		有 ・ 無	有 ・ 無	
汚染検査用放射線測定器		有（種類、名称） ・ 無		
汚染除去用器具類		名称、数		
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性		有 ・ 無		

(注) その他使用施設内で従事者等が立ち入る部屋等があればこの様式で別紙を作成すること。

放射線治療病室の放射線障害防止に関する事項					
治療病室名					
面壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無			
汚染検査室(場所)		有 ・ 無			
汚染除去室(場所)		有 ・ 無			
更衣設備		有 ・ 無			
		治療病室	汚染検査室	汚染除去室	専用便所
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	天井				
洗浄設備		有・無	有・無	有・無	有・無
洗浄設備の排水設備への連結		有・無	有・無	有・無	有・無
汚染除去用機材				有・無	
放射線治療病室の標識		有・無			
治療を受けている患者への標示		有・無			
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有・無	有・無	有・無	有・無
	従事者用	有・無	有・無	有・無	有・無
汚染検査用放射線測定器		有（種類、名称） ・ 無			
汚染除去用器具類		名称、数			

貯蔵施設の放射線障害防止に関する事項			
貯蔵の方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱 （注） 貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は当該箱を設置する部屋を貯蔵室と置き換えて記入すること。	
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無	
貯蔵室の主要構造部の耐火性		有 ・ 無	
人が常時出入りする出入口の数		か所	
室の開口部の防火戸		有 ・ 無	
貯蔵箱の耐火性		有 ・ 無	
扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備		有（かぎ、その他） ・ 無	
貯蔵施設の標識		有 ・ 無	
貯蔵容器、運搬容器の有無		貯蔵容器	運搬容器
		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵時に貯蔵容器から1mにおける実効線量率が100 μ Sv／時以下となるような措置		有 ・ 無	有 ・ 無
気密性		有 ・ 無	有 ・ 無
液体のこぼれにくい構造		有 ・ 無	有 ・ 無
耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵物の表示	種 類	有 ・ 無	有 ・ 無
	数 量	有 ・ 無	有 ・ 無
受け皿、吸水材その他汚染のひろがり防止の設備器具類		有（名称、数） ・ 無	
放射線障害防止に必要な注意事項の 掲示	患者用	有 ・ 無	
	従事者用	有 ・ 無	

廃棄施設の放射線障害防止に関する事項				
施設外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無		
容量及び基数		貯留槽		希釈槽
		m ³ × 基	m ³ × 基	
耐漏水性		有 ・ 無		
耐浸透性		有 ・ 無		
耐腐食性		有 ・ 無		
排水口において濃度限度（医療法施行規則第30条の26第1項）以下とする能力		有 ・ 無		
排水監視設備		有（種類、名称） ・ 無		
敷地の境界における濃度限度		医療法施行規則第30条の26第1項 超える ・ 超えない		
廃液採取設備		有 ・ 無		
廃液濃度測定構造		有 ・ 無		
廃液流出調節設備		有 ・ 無		
廃液処理槽の上部の閉口部におけるふた又は周囲の立入制限措置		有 ・ 無		
排水設備の標識	排水管	有 ・ 無		
	廃液処理槽	有 ・ 無		
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無		
	従事者用	有 ・ 無		
排気設備				
排気設備の必要性		有 ・ 無		
施設外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無		
排風機的能力及び基数		m ³ ／時間 × 基		
フィルター	種類	HEPAフィルター	チャコールフィルター	
	性能	%	%	%
排気口において濃度限度（医療法施行規則第30条の26第1項）以下とする能力		有 ・ 無		
排気監視設備		有 ・ 無 （種類、名称）		
境界における濃度限度		規則第30条の26第1項 超える ・ 超えない		
人が常時立ち入る場所における濃度限度（医療法施行規則第30条の26第2項）以下とする能力		有 ・ 無		
気密性		有 ・ 無		
耐腐食性		有 ・ 無		
空気のひろがり防止する措置		有（ダンパー・その他） ・ 無		
排気設備の標識	排気浄化装置	有 ・ 無		
	排気管	有 ・ 無		
	排気口	有 ・ 無		
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無		
	従事者用	有 ・ 無		

保管廃棄設備		
室名		
施設外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有 ・ 無
閉鎖設備		有 ・ 無
	液体のこぼれにくい措置	有 ・ 無
	保管廃棄容器の標識	有 ・ 無
保管廃棄設備の標識		有 ・ 無
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無

焼却設備				
面壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有	・	無
焼却炉	気密性	有	・	無
	灰の飛散防止構造	有	・	無
	排気設備への連結	有	・	無
	排出口と廃棄作業室の連結	有	・	無
廃棄作業室及び汚染検査室			廃棄作業室	汚染検査室
	内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
		床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
		天井		
		扉		
		焼却炉との連結部分 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		適	・ 不適
	耐腐食性・耐浸透性		有	・ 無
	フード、グローブボックス等の設備		有 ・ 無	
	上記装置の排気設備への連結		有 ・ 無	
	更衣設備			有 ・ 無
	洗浄設備			有 ・ 無
	上記設備の排水設備への連結			有 ・ 無
	汚染検査の放射線測定器			有 ・ 無 種類、形式等
	汚染の除去に必要な機材			有 ・ 無 種類、個数等
	室の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患者用		有	・ 無
	従事者用		有	・ 無

診療用放射性同位元素使用器具使用室の放射線障害防止に関する事項		
管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3か月以下となる措置	有 ・ 無
	管理区域の標識	有 ・ 無
	立入制限措置	有 ・ 無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3か月以下となる措置		有 ・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3か月以下となる措置		有 ・ 無
取 扱 者 の 遵 守 事 項	作業衣等の着用及び退出制限	有 ・ 無
	表面密度限度を超えている汚染物の持ち出し	有 ・ 無
	汚染物の管理区域からの持ち出し	有 ・ 無
	治療を受けている患者への標示	有 ・ 無
放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の措置		有 ・ 無
従事者の被ばく防止器具		有（鉛手袋・防護眼鏡・その他） ・ 無
入手、使用及び廃棄に係る帳簿		有（保管場所） ・ 無
使用場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること。） 業務内容 ☐ 手術室での一時的な使用 ☐ 移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室において使用する場合 ☐ 集中強化治療室又は心疾患強化治療室における一時的な使用 ☐ 特別の理由によりエックス線診療室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で 使用 ☐ 使用室内でのエックス線装置の使用 ☐ 使用室内での放射線照射装置の使用 ☐ 使用室内での放射線照射器具の使用 防護措置の概要		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

市長の職務を代理する上席の職員を定める規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第28号

市長の職務を代理する上席の職員を定める規則等の一部を改正する規則

（市長の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正）

第1条 市長の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成18年規則第86号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の職務を代理する者の順序を定める規則

本則中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「（市長の職務を代理する上席の職員の順序）」を付し、同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項及び第3項の規定に基づき、市長の職務を代理する者の順序に関し、必要な事項を定めるものとする。

（市長の職務を代理する副市長の順序）

第2条 法第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 犬塚副市長

第2順位 佐藤副市長

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項の順序を変更することができる。この場合においては、その旨を告示するものとする。

（和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則の一部改正）

第2条 和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則（昭和37年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「副市長」を「消防局に属する事務を担当する副市長」に改める。

（和歌山市人権・同和対策協議会規則の一部改正）

第3条 和歌山市人権・同和対策協議会規則（平成14年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会長」の次に「、副会長」を加え、同条第2項中「副市長」を「市民環境局に属する事務を担当する副市長」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副会長は、前項に規定する副市長以外の副市長をもってこれに充てる。

第4条第2項中「に事故があるとき、又は会長が」を「及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（和歌山市事務決裁規則の一部改正）

第4条 和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「副市長」を「両副市長」に改める。

別表第3中

副市長	所管の局長
所管の局長	

を

「

市長の職務を代理する者の 順序を定める規則（平成1 8年規則第86号）第2条 第1項の規定により第1順 位として定められた副市長	市長の職務を代理する者の 順序を定める規則第2条第 1項の規定により第2順位 として定められた副市長
他の副市長	所管の局長

に改める。

」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第29号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号に改め、同条第2項を次のように改める。

2 シティプロモーション課は、シティプロモーションの推進による交流・関係・定住人口の更なる増加を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

（1）次に掲げる事務

ア シティプロモーションの総合調整に関すること。

イ 移住定住の促進を目的とした施策の推進に関すること（他部局及び他課の所管に属するものを除く。）。

ウ 移住定住の促進につながる重要施策の統括に関すること。

（2）公民共創室 次に掲げる事務

ア 公民共創事業に係る民間事業者等と担当部局との連携体制の構築の調整に関すること。

イ 公民共創事業の伴走支援に関すること。

第6条の2第4項第1号を削り、同項第2号中キを削り、カをクとし、アからオまでをウからキまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 広報業務に係る企画及び調整に関すること。

イ 報道機関との連絡に関すること。

第6条の2第4項第2号を同項第1号とする。

第6条の3第4項第7号中「総合窓口」を「窓口事務改善」に改める。

第6条の10第5項第1号中「生活科学班」を「理化学班」に改め、同項第1号中キをコとし、クをサとし、カの次に次のように加える。

キ 工場、事業場排水等の試験検査に関すること。

ク 公共用水域の水質等の試験検査に関すること。

ケ 大気等の試験検査に関すること。

第6条の10第5項第2号を削り、同項第3号を同項第2号に改める。

第6条の12第3項第2号に次のように加える。

カ 乳児等通園支援事業の認定に関すること。

キ 乳児等通園支援事業の利用料の決定に関すること。

第6条の12第3項第3号に次のように加える。

サ 市立保育所の乳児等通園支援事業の実施に関すること。

第6条の13の2第1項第1号イ中「統計」の次に「及び情報収集」を加え、同号中ウ及びエを削り、オをウとし、カを削り、キをエとし、同項第2号中エをカとし、オをキとし、ウの次に次のように加える。

エ 観光情報の発信に関すること。

オ 広域的な観光の振興に係る連携に関すること。

第6条の13の2第1項第3号に次のように加える。

オ わかちか広場に関する事。

第6条の16第3項に次のように加える。

（5）生活関連道路整備班 次に掲げる事務

ア 生活関連道路等災害防止対策に係る計画に関する事。

イ 生活関連道路等災害防止対策に係る設計及び施工に関する事。

ウ 道路の災害復旧に係る設計及び施工に関する事。

エ 緊急避難路等整備事業に係る設計及び施工に関する事（他部局の所管に属するものを除く。）。

第6条の17第1項第1号中カを次のように改める。

カ マンション管理適正化推進計画に関する事。

第6条の17第1項第1号中キを削り、クをキとし、同項第2号を削り、同項第3号に次のように加える。

ウ 事前復興計画に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

エ スカイトウンつつじが丘に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第6条の17第1項第3号を同項第2号とし、同条第2項第1号中エを削り、オをエとし、同号カ中「ク」を「カ」に改め、同号中カをオとし、キを削り、クをカとし、ケをコとし、同号カの次に次のように加える。

キ 市営住宅の用途廃止及び建替事業に伴う入居者の転居に関する事。

ク 市営住宅の用途廃止及び建替事業に伴う入居者への補償及び家賃補助に関する事。

ケ 住宅用地等の賃貸借に関する事。

第6条の17第2項第3号を削り、同条第5項中「空家対策課は、」を「耐震・空家対策課は、住宅耐震化の促進及び」に改め、同項第1号に次のように加える。

ウ 空家等の除却の促進に関する事。

第6条の17第5項第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同項に次のように加える。

（3）住宅耐震班 次に掲げる事務

ア 住宅耐震診断補助事業に関する事。

イ 住宅耐震改修補助事業に関する事。

ウ ブロック塀等の耐震対策補助事業に関する事。

第6条の18第1項第1号イ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成（以下「宅地造成」という。）」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 開発審査会に関する事。

第6条の18第1項第2号キ中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同号ク中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「第30条に基づく宅地造成」を「第88条に基づく宅地造成等」に改め、同号ケ中「宅地造成工事規制区域等」を「宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域」に改め、同号コ中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項第3号イ中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同号キ中「宅地造成等の統計」を「宅地造成等その他の統計」に改め、同号中キをカとし、

クをキとする。

別表第1市長公室の部企画政策部の款企画政策課の項中「公民共創室、」を削り、同款移住定住戦略課の項を次のように改める。

シティプロモーション課	公民共創室
-------------	-------

別表第1市長公室の部企画政策部の款広報広聴課の項中「報道企画班、」を削り、同表健康局の部健康推進部の款衛生研究所の項中「生活科学班、環境科学班」を「理化学班」に改め、同表都市建設局の部道路河川部の款道路管理課の項中「施設対策班」の次に「、生活関連道路整備班」を加え、同部建築住宅部の款住宅政策課の項中「、住宅耐震班」を削り、同款住宅第1課の項中「、用地対策班」を削り、同款空家対策課の項中「空家対策課」を「耐震・空家対策課」に改め、「空家活用班」の次に「、住宅耐震班」を加える。

別表第2和歌山市例規審査会の項を削る。

別表第5総務部の部中「公正職務専門主幹」を「公正職務専門監」に改め、同表市民部の部及び都市計画部の部を削り、同表企画政策課の部中「企画専門員」の項を削り、同表移住定住戦略課の部及び生活保健課の部を削り、同表生活支援第1課及び生活支援第2課の部に次のように加える。

面接相談専門員	任意	要保護者の助言指導を行う。
面接相談員	任意	要保護者の助言指導を行う。

別表第5生活支援第2課の部中「面接相談員」の項を削り、同表保育こども園課の部に次のように加える。

認定こども園の副園長	任意	園長を補佐し、上司の命を受け、こども園に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------------	----	--

別表第5産業政策課の部及び都市再生課の部を削り、同表課の部中「技術専門員」の次に次のように加える。

企画専門員	任意	主に指定された企画、調整等に係る事務に従事する。
-------	----	--------------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第30号

和歌山市契約規則の一部を改正する規則

和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改め、同条第2号中「800, 000円」を「1, 500, 000円」に改め、同条第3号中「400, 000円」を「800, 000円」に改め、同条第4号中「300, 000円」を「500, 000円」に改め、同条第6号中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改める。

第34条第6号中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第31号

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条中「代決する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の処理を専ら行う電子情報処理組織を用いないで代決する」に改め、ただし書きを削る。

第12条中「回付し、」を「回議し、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）における電子決裁（電子的な方法により決裁を回議し、及び決裁を受けることをいう。以下同じ。）の方法による場合にあっては承認の登録を、文書管理システムにおける電子決裁以外の方法にあっては」に改める。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第18項第1号中「第43条第2項」を「第52条第2項」に、「第44条第1項」を「第53条第1項」に、「第37条第1号」を「第42条第1号」に改める。

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第1項第22号中「第243条の2第1項」の次に「により同条第2項」を加え、「を指定する」を「に関する指定を行う」に改め、同表第2項第10号カ及び同項第12号中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第2個別決裁事項の都市建設局建設総務部に関する事項の表技術管理課の項第5号中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

別表第2個別決裁事項の都市建設局建築住宅部に関する事項の表空家対策課の項中「空家対策課」を「耐震・空家対策課」に改める。

別表第2個別決裁事項の都市建設局都市計画部に関する事項の表都市計画課の項第15号中「宅地造成工事規制区域内の指定に係る測量等」を「基礎調査」に改め、同項第16号中「工事規制区域内の宅地造成工事」を「規制区域内の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」に改め、同項第17号中「宅地造成工事」を「宅地造成等に関する工事」に改め、同項第18号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第32号

和歌山市公印規則の一部を改正する規則

和歌山市公印規則（平成4年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「ときは、」の次に「文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起草、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）に公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を総務課長に提示しなければならない。ただし、電子決裁（文書管理システムにおいて電子的な方法により回議し、及び決裁を得ることをいう。以下同じ。）以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加える。

第11条第1項中「ときは、」の次に「文書管理システムに公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を公印管理者に提示しなければならない。ただし、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加え、同条第3項中「ときは、」の次に「電子決裁以外の方法による場合は、」を加える。

別表第1専用公印の表24の項中「並びに一時預かり入所（決定・却下）通知用」を「、一時預かり入所（決定・却下）通知用並びに乳児等通園支援事業利用（決定・却下）通知用」に改め、同表26の項中「妊婦健康診査」を「妊婦等支援事業」に改め、同表43の項中「空家対策課長」を「耐震・空家対策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第33号

和歌山市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市情報公開条例施行規則（平成17年規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

※ 所 管 課

」

を削り、「本市」の次に「の事務事業」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第34号

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第12号及び別記様式第18号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第35号

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市職員被服等貸与規則（昭和63年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表企画政策課移住定住戦略課の部中「移住定住戦略課」を「シティプロモーション課」に改め、同表保育所の部ドライシステムの設置された施設で給食調理に従事する保育調理業務員の款

調理衣の項中 「

2	2
1	2

」 を 「

1	1
1	1

」 に改め、同款調理シューズの項貸与期間（年）の欄中「2」を「1」に改め、同部ウェットシステムの設置された施設で給食調理に従事する保育

調理業務員の款調理衣の項中 「

2	2
1	2

」 を 「

1	1
1	1

」 に改め、同款調理シューズの項貸与期間（年）の欄中「3」を「1」に改め、同表住宅政策課住宅第1課住宅第2課空家対策課の部中「空家対策課」を「耐震・空家対策課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第36号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「81, 290円」を「85, 490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40, 600円」を「42, 700円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第37号

和歌山市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市消防局の組織に関する規則（平成15年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

第15条 課に企画専門員を置くことができる。

2 企画専門員は、上司の命を受け、主に指定された企画、調整等に係る事務に従事する。

別表第2中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市妊婦支援給付金の支給に関する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第38号

和歌山市妊婦支援給付金の支給に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2に規定する妊婦支援給付金を支給することに関し、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（妊婦給付認定の申請書等）

第2条 法第10条の9第1項の規定による申請は、妊婦給付認定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による届出に所定の事項を記入することで、これに代えることができる。

（胎児の数等の届出書）

第3条 法第10条の13第1項の規定による届出は、胎児の数の届出書（別記様式第2号）により行うものとする。

（妊婦給付認定の取消し）

第4条 第2条による妊婦給付認定を受けた者が市外に転出したときは、当該妊婦給付認定は取り消されるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

妊婦給付認定申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

妊婦給付認定の資格を有するため、子ども・子育て支援法第10条の9第1項の規定により、妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者の情報

ふりがな		職業	
氏名		電話番号	
生年月日	年 月 日	年齢	
個人番号			
住所	〒		
居住地	（住所と異なる場合のみ記載）		
妊娠届出日	年 月 日	妊娠月数	
妊娠の事実を確認した日 （医療機関等における胎児心拍の確認日）		年 月 日	
診断又は保健指導を行った 医師又は助産師の氏名	（診断又は保健指導を受けた場合のみ記載）		

2 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況について、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他の市町村で1回目の支給（5万円）を受けています。

（支給市町村： ）

☐ 希望しません。

別記様式第2号（第3条関係）

胎児の数の届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

子ども・子育て支援法第10条の13第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出者の情報

ふりがな		生年月日	
氏名		電話番号	
住所	〒		

2 胎児の数 _____人

3 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

名称	
所在する 市区町村名	

4 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況について、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他の市町村で2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けています。

（支給市町村： _____ ）

☐ 希望しません。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第39号

和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市母子保健法に関する規則（平成9年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（その1）（第2条関係）

妊娠届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

母子保健法第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			生年月日	年齢		職業	
妊婦氏名			年 月 日	満 歳			
個人番号							
居住地	〒 — 電話番号 () 昼間の連絡先 ()						
妊娠月数	か月 (週)		出産予定日	年 月 日			
医師又は助産師の診断又は保健指導を受けた場合	医師又は助産師の氏名						
	医師又は助産師が所属する病院、診療所、助産所等の名称及び所在地		名称 所在地				
性病に関する健康診断			受けた ・ 受けていない				
結核に関する健康診断			受けた ・ 受けていない				

※ 妊婦支援給付金の支給を希望される場合は、認定申請の手続きをこの届出書の提出と併せて行うことができます。

希望される方は、以下のチェックボックスをチェックし、医療機関等において妊娠の事実を確認した日（胎児心拍の確認日）を記入してください。

☐ 妊婦給付認定の資格を有するため、子ども・子育て支援法第10条の9第1項の規定により、妊婦給付認定の申請をします。

妊娠の事実を確認した日（医療機関等における胎児心拍の確認日）

年 月 日

別記様式第1号（その2）（第2条関係）

妊娠届出書（オンライン手続用）

No. _____

ふりがな 妊婦氏名		生年月日 年 月 日	(歳)	職業	
個人番号					
居住地	〒 _____ 電話番号 _____				
妊娠月数	か月 (週)		出産予定日		
性病に関する 健康診断	受けた 受けていない		結核に関する 健康診断	受けた 受けていない	
診断又は保健指導した 医師又は助産師	医師又は助産師の診断又は保健指導の有無			受けた 受けていない	
	施設名				
	所在地				
	氏名				
以上のとおり届け出ます。 届出者氏名 _____ 妊婦との続柄 (_____)					

※ 妊婦支援給付金の支給を希望される場合は、認定申請の手続きをこの届出書の提出と併せて行うことができます。

以下のチェックボックスをチェックし、医療機関等において妊娠の事実を確認した日（胎児心拍の確認日）を記入してください。

☐ 妊婦給付認定の資格を有するため、子ども・子育て支援法第10条の9第1項の規定により、妊婦給付認定の申請をします。

妊娠の事実を確認した日（医療機関等における胎児心拍の確認日）

_____ 年 _____ 月 _____ 日

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市農業委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第40号

和歌山市農業委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

和歌山市農業委員会に対して権限の一部を委任する規則（平成3年規則第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「次の各号に掲げる」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「旧法」という。）第19条及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた旧法第19条により公告された農用地利用集積計画に関する」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第41号

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則（平成20年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年度」を「令和7年度」に、「1.027」を「1.047」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第42号

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成19年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の2号を加える。

（5）帯状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン） 3,000円

（6）帯状疱疹（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン） 6,000円

第4条第3項中「第4号」を「第6号」に改め、「同項第3号」の次に「から第5号までの規定」を加え、「同項第4号中「3,000円」」を「同項第6号中「6,000円」」に改める。

別表第1中「21,252円」を「21,318円」に、「12,265円」を「12,331円」に、「11,110円」を「11,176円」に、「5,236円」を「5,302円」に、「6,545円」を「6,611円」に、「5,005円」を「5,071円」に、「8,910円」を「8,976円」に、「7,062円」を「7,128円」に、「12,485円」を「12,551円」に、「10,637円」を「10,703円」に、「8,921円」を「8,987円」に、「7,073円」を「7,139円」に、「8,690円」を「8,756円」に、「7,150円」を「7,216円」に、「12,980円」を「13,046円」に、「9,955円」を「10,021円」に、「13,035円」を「13,101円」に、「16,775円」を「16,841円」に、「26,797円」を「26,863円」に、「10,780円」を「10,846円」に、「8,281円」を「8,347円」に、「8,008円」を「8,074円」に、「16,258円」を「16,291円」に、「11,231円」を「11,264円」に、「令和3年2月24日」を「令和3年2月14日」に、「15,300円」を「15,600円」に改め、同表に次のように加える。

乾燥弱毒生水痘ワクチン（帯状疱疹）	定期	8,860円
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	定期	22,060円

別表第2中「19,712円」を「19,778円」に、「10,725円」を「10,791円」に、「9,570円」を「9,636円」に、「5,236円」を「5,302円」に、「5,005円」を「5,071円」に、「8,195円」を「8,261円」に、「6,655円」を「6,721円」に、「11,770円」を「11,836円」に、「10,230円」を「10,296円」に、「8,206円」を「8,272円」に、「6,666円」を「6,732円」に、「7,150円」を「7,216円」に、「12,980円」を「13,046円」に、「11,550円」を「11,616円」に、「8,822円」を「8,888円」に、「11,902円」を「11,968円」に、「16,775円」を「16,841円」に、「26,797円」を「26,863円」に、「9,350円」を「9,416円」に、「8,525円」を「8,591円」に、「8,281円」を「8,347円」に、「8,008円」を「8,074円」に、「6,578円」を「6,644円」に、「5,753円」を「5,819円」に改め、同表に次のように加える。

乾燥弱毒生水痘ワクチン（帯状疱疹）	8,860円
-------------------	--------

乾燥組換え带状疱疹ワクチン

22,060円

別記様式第1号中	「	住所	を
		電話番号	
		滞在先の住所	
		電話番号	
	」		

「	住所 〒	に改める。
	電話番号	
	滞在先の住所 〒	
	電話番号	
	」	

別記様式第2号中	「	住所	を
		電話番号	
		滞在先の住所	
		電話番号	
	」		

「	住所 〒	に、「押印」を「押印
	電話番号	
	滞在先の住所 〒	
	電話番号	
	」	

等」に、「又は新型コロナウイルス感染症」を「、新型コロナウイルス感染症及び带状疱疹」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を本市の区域外に所在する医療機関で受けた者に対する予防接種に係る費用の助成について適用する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第43号

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則（平成12年規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例施行規則

第1条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「和歌山市宅地造成等に関する条例」を「和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例」に改める。

第2条の見出し中「障害物」を「基礎調査のための障害物」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、「者は、」の次に「基礎調査のための」を加え、同条第2項中「ときは、」の次に「基礎調査のための」を加える。

第3条の見出しを「宅地造成等に関する許可の申請」に改め、同条第1項中「条例第2条第12号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第7条第1項第12号又は第2項第10号」に改め、同項ただし書中「宅地造成行為」を「宅地造成等」に改め、「防災施設の」を削り、「第3号及び第4号」を「第1号、第3号、第4号、第11号及び第13号」に改め、同項第2号中「許可工事（法第8条第1項本文に規定する市長の許可を受けた工事をいう。以下同じ。）」を「法第12条第1項に規定する市長の許可を要する工事（以下この条において「宅地造成等に関する工事」という。）」に改め、同項に次の12号を加える。

（5）宅地造成等に関する工事区域内権利者一覧表（別記様式第4号）

（6）宅地造成等に関する工事区域の土地の登記事項証明書

（7）法第12条第2項第4号に規定する宅地造成等に関する工事区域内の権利者の同意書（別記様式第5号）

（8）設計者調書（別記様式第6号）

（9）前号の設計調書を作成した者が資格を有することを証する書類（法第13条第2項に該当する場合に限る。）

（10）宅地造成等に関する工事区域の土地及びその周辺の土地の公図の写し

（11）宅地造成等に関する工事区域の求積図及び求積表

（12）排水流域図及び流量計算書

（13）宅地造成等に関する工事区域及び排水先の現況写真

（14）排水施設の計画及び構造を示す図面

（15）宅地造成等に関する工事区域の隣接地の土地所有者一覧表（別記様式第7号）

（16）その他市長が必要と認める書類

第3条第2項を削る。

第4条の見出しを「宅地造成等に関する工事の不許可の通知」に改め、同条中「第10条第2項」

を「第14条第2項」に改め、「宅地造成に関する工事の」を削る。

第5条の見出しを「宅地造成等に関する工事の変更許可の申請」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第2条の規則で定める書類は、工事の出来形の状況を示す書類とする。

第5条第2項中「第12条第3項」を「第16条第3項」に、「第10条第2項」を「第14条第2項の不許可」に、「許可にあっては宅地造成に関する工事の変更許可通知書（別記様式第10号）、不許可にあっては宅地造成に関する工事の変更不許可通知書」を「変更不許可通知書」に改める。

第6条の見出し中「軽微な」を「宅地造成等に関する工事の軽微な」に改め、同条中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改め、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「工事」の次に「（法第12条第1項に規定する市長の許可を受けた工事をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条の見出し中「工事」を「宅地造成等に関する工事の」に改め、同条中「第4条第1号」を「第3条」に、「許可工事に関係のある公共施設の管理者の同意事項一覧表及び同条第5号に規定する検査対象構造物一覧表の様式は、それぞれ別記様式第13号及び別記様式第14号とする。」を「規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）宅地造成等に関する工事に関係のある公共施設の管理者の同意事項一覧表（別記様式第13号）
- （2）前号の同意事項に係る工事施行承認等に関する検査が完了していることを証する書類
- （3）工事の出来形を示す図面
- （4）工事写真
- （5）検査対象構造物一覧表（別記様式第14号）

第8条の見出し中「工事」を「宅地造成等に関する工事の」に改め、同条第1項中「第5条第2項」を「第4条第2項」に、「申請書は」を「申請書類は」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「第15号）」の次に「及び前条に掲げる書類及び一部完了した内容を示す書類」を加え、同条第2項中「第5条第3項」を「第4条第3項」に改め、「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第9条の見出し中「宅地造成工事」を「宅地造成等に関する工事の」に改め、同条第1項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に、「申請書は」を「申請書類は」に改め、「宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書（別記様式第17号）」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）宅地造成等に関する工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書（別記様式第17号）
- （2）建築物の配置図、平面図及び立面図
- （3）条例第5条第4項各号のいずれかに該当していることを証する書面

第9条第2項中「第6条第3項」を「第5条第3項」に、「宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書」を「宅地造成等に関する工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書」に、「宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設不承認通知書」を「宅地造成等に関する工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設不承認通知書」に改める。

第10条の見出しを「（宅地造成等に関する工事の協議）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第6条第1項の規則で定める申出書類は、宅地造成及び特定盛土等に関する工事にあつては

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記様式第20号）及び第3条に掲げる書類とし、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記様式第20号の2）及び第3条に掲げる書類とする。

第10条第2項中「宅地造成に関する工事の」を削る。

第10条の次に次の8条を加える。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

第10条の2 省令第63条第1項第2号又は第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、当該特定盛土等又は土石の堆積の内容及び周辺の状況から防災施設の計画の必要がないと認められる場合にあっては、第1号、第3号、第4号、第11号及び第13号に掲げる書類を添付することを要しない。

（1）設計説明書

（2）法第30条第1項に規定する市長の許可を要する工事（以下この条において「特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」という。）に関係のある公共施設の管理者との協議の経過を証する書類

（3）防災施設計画図

（4）防災施設構造図

（5）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域内権利者一覧表

（6）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域の土地の登記事項証明書

（7）法第30条第2項第4号に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域内の権利者の同意書

（8）設計者調書

（9）前号の設計調書を作成した者が資格を有することを証する書類（法第13条第2項に該当する場合に限る。）

（10）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域の土地及びその周辺の土地の公図の写し

（11）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域の求積図及び求積表

（12）排水流域図及び流量計算書

（13）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域及び排水先の現況写真

（14）排水施設の計画及び構造を示す図面

（15）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事区域の隣接地の土地所有者一覧表

（16）その他市長が必要と認める書類

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の不許可の通知）

第10条の3 法第33条第2項の不許可の処分の通知は、不許可通知書により行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可の申請）

第10条の4 条例第7条の規則で定める書類は、工事の出来形の状況を示す書類とする。

2 法第35条第3項において準用する法第33条第2項の不許可の処分の通知は、変更不許可通知書により行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第10条の5 法第35条第2項の規定による届出は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（法第30条第1項に規定する市長の許可を受けた工事をいう。以下同じ。）の変更届出書に、当該変

更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査申請書の添付書類の様式）

第10条の6 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関係のある公共施設の管理者の同意事項一覧表
- （2）前号の同意事項に係る工事承認等に関する検査が完了していることを証する書類
- （3）工事の出来形を示す図面
- （4）工事写真
- （5）検査対象構造物一覧表

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の一部完了検査申請書）

第10条の7 条例第9条第2項の規則で定める申請書類は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の一部完了検査申請書及び前条に掲げる書類及び一部完了した内容を示す書類とする。

2 条例第9条第3項の規則で定める検査済証は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の一部完了検査済証とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了前の建築等承認申請）

第10条の8 条例第10条第2号の規則で定める申請書類は、次のとおりとする。

- （1）特定盛土等又は土石の堆積に関する工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書
- （2）建築物の配置図、平面図及び立面図
- （3）条例第10条第4項各号のいずれかに該当していることを証する書面

2 条例第10条第3項の規定による処分をするときは、承認にあつては特定盛土等又は土石の堆積に関する工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書を、不承認にあつては特定盛土等又は土石の堆積に関する工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設不承認通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第10条の9 条例第11条第1項の規則で定める申出書類は、宅地造成及び特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成及び特定盛土等に関する工事の協議申出書及び第10条の2に掲げる書類とし、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の協議申出書及び第3条の2に掲げる書類とする。

2 市長は、前項の協議申出書に係る協議が成立したときは、協議同意書を当該申出をした者に交付するものとする。

第11条第1項中「第8条第3号」を「第12条」に、「第15条第1項」を「第21条第1項又は第40条第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

- （1）省令第7条第1項第1号（省令第63条第1項第1号において準用する場合を含む。）に規定する位置図、地形図、土地の平面図及び土地の断面図

第11条第2項中「第8条第3号」を「第12条」に、「第15条第2項」を「第21条第3項又は第40条第3項」に改め、同条第3項中「第8条第3号」を「第12条」に、「第15条第3項」を「第21条第4項又は第40条第4項」に、「から第3号まで」を「及び第2号」に、「書類及び」を「書類並びに」に改め、同項第1号及び第2号中「宅地造成工事区域」を「届出を行う区域」に改め、同項第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第11条の2 省令第58条第1項第2号又は第2項第2号の規則で定める書類は、工事工程表（別記様式第21号の2）とする。

第12条の見出しを「（宅地造成又は特定盛土等非該当確認の申請）」に改め、同条中「第9条第2項」を「第13条第2項」に、「申請書は宅地造成行為非該当確認申請書」を「申請書類は、宅地造成等行為非該当確認申請書」に改め、「（別記様式第22号）」の次に「及び次に掲げる書類」を加え、「宅地造成行為非該当確認書の」を「宅地造成等行為非該当確認書の」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）付近見取図及び申請地の位置図
- （2）建築物の配置図
- （3）省令第7条第1項（省令第63条第1項第1号において準用する場合を含む。）に規定する土地の平面図及び断面図
- （4）申請地の土地の登記事項証明書
- （5）申請地及び申請地周辺の土地の公図の写し
- （6）申請地の現況写真

第13条中「第10条第1項」を「第14条第1項」に、「宅地造成工事許可等証明交付申請書」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条に基づく証明交付申請書」に改め、「別記様式第24号）」の次に「及び次に掲げる書類」を加え、「宅地造成工事許可等証明書」を「証明書」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）付近見取図及び申請地の位置図
- （2）建築物の配置図
- （3）省令第7条第1項（省令第63条第1項第1号において準用する場合を含む。）に規定する土地の平面図及び断面図
- （4）申請地の土地の登記事項証明書
- （5）申請地及び申請地周辺の土地の公図の写し
- （6）申請地の現況写真

第14条中「第12条」を「第16条」に、「宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等」に、「とし、同条に規定する工事工程表の様式は別記様式第27号」を「及び工事工程表」に改める。

第15条を削る。

第16条中「第14条」を「第18条」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「第15条」を「第19条」に、「届出書」を「届出書類」に、「宅地造成に関する工事の中止、再開、廃止届出書（別記様式第29号）」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中止、再開、廃止届出書（別記様式第29号）
- （2）工事の中止又は廃止に伴う措置に記載した書類
- （3）許可又は届出工事区域の現況写真
- （4）許可又は届出工事の出来形の状況を示す図書

第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（住民への周知）

第17条 条例第20条の規定により市長から報告を求められた者は、その内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の市長への報告は、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民への周知内容は、調整結果報告書（別記様式第30号）により行うものとする。

第18条を削る。

第19条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第6条」を「第8条」に改め、「規定による擁壁」の次に「又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設」を加え、「「擁壁」」を「「擁壁等」」に、「擁壁と」を「擁壁等と」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項第1号中「第10条」を「第12条」に改め、同項第4号中「第13条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第19条 省令第8条第1項第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートル（勾配10分の1以下の土地に行う盛土（谷や沢を埋め立てて行う盛土を除く）又は切土であって、その面積が3,000平方メートル以下のものに限る。）とする。

第20条中「第18条第2項」を「第24条第2項及び第43条第2項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別記様式第1号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第5条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項」に改める。

別記様式第2号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第5条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項」に改める。

別記様式第3号中「第3条」の次に「、第10条の2」を加え、「造成区域」を「区域」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に「

宅	地	法	面
---	---	---	---

」を「

宅地等	法	面
-----	---	---

」に改める。

別記様式第4号中「第3条」の次に「、第10条の2」を加え、「宅地造成工事」を削り、「3 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入してください。」

4 2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。」を「3 2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。」に改める。

別記様式第5号中「第3条」の次に「、第10条の2」を加え、「宅地造成工事」を「工事」に、「造成主」を「工事主」に、

「私が権利を有する次の物件について、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第2条第2号に規定による宅地造成を行うことに同意します。」

「 私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1項

第2号

宅地造成

第3号 の規定による 特定盛土等 を行うことに同意します。

に

第4号

土石の堆積

」

改める。

別記様式第6号中「第3条」の次に「、第10条の2」を加え、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第39号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令第17条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条（第31条第2項の規定により準用する場合を含む）」に、「1 実務経歴及び設計経歴には、宅地開発についてのみ記入してください。」を「1 実務経歴及び設計経歴には、盛土等を含む宅地開発についてのみ記入してください。」に改める。

別記様式第7号中「第3条」の次に「、第10条の2」を加え、「宅地造成」を削る。

別記様式第8号中「第4条」の次に「、第10条の3」を加え、「宅地造成に関する工事の」を削り、

「 年 月 日付で申請のありました宅地造成に関する工事については、次の理由により許可しませんので、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第10条第2項の規定により通知します。」

「 年 月 日付で申請のありました工事については、次の理由により許可しませんので、宅地造成及び特定盛土等規制法 第14条第2項 の規定により通知します。第33条第2項 」

改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号 削除

別記様式第11号中「第5条」の次に「、第10条の4」を加え、「宅地造成に関する工事の」を削り、

「 年 月 日付で申請のありました宅地造成に関する工事の変更については、次の理由により許可しませんので、通知します。」

「 年 月 日付で申請のありました工事の変更については、次の理由により許可しませんので、宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項 の規定により通知します。第35条第3項 」

改める。

別記様式第12号中「第6条」の次に「、第10条の5」を加え、「宅地造成に関する」を削り、「届出者」を「工事主」に、

「 年 月 日付け 第 号で許可を受けた宅地造成に関する工事の計画を次のとおり変更したいので、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。」

を

「 年 月 日付け 第 号で許可を受けた工事の計画を次のとおりを変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第2項 の規定により届け出ます。第35条第2項 」

改める。

別記様式第13号中「第7条」の次に「、第10条の6」を加え、「許可工事」を「工事」に改める。

別記様式第14号中「第7条」の次に「、第10条の6」を加える。

別記様式第15号中「第8条」の次に「、第10条の7」を加え、「宅地造成に関する」を削り、「和歌山市長 様」を「（宛先） 和歌山市長」に、「造成主」を「工事主」に改め、「㊟」を削り、

「 次の宅地造成に係る工事について、和歌山市宅地造成等に関する条例第5条第1項の規定により、検査を申請します。 」

「 次の工事について、和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例 第4条第1項 第9条第1項 の規定により、検査を申請します。 」

改める。

別記様式第16号中「第8条」の次に「、第10条の7」を加え、「宅地造成に関する」を削り、「 年 月 日付けで申請のありました宅地造成に係る一部完了工事は、検査の結果、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明します。 」

を

「 年 月 日付けで申請のありました工事は、検査の結果、申請のあった部分について、宅地造成及び特定盛土等規制法 第13条第1項 第31条第1項 の規定に適合していることを証明します。 」

に、「造成主」を「工事主」に改める。

別記様式第17号中「第9条」の次に「、第10条の8」を加え、

「 宅地造成工事完了前の 建築物の建築 承認申請書 を 特定工作物の建築 」

「 工事完了前の 建築物の建築 承認申請書 に、「和歌山市長 様」を「（宛 特定工作物の建設 」

先）和歌山市長」に、「申請者」を「工事主」に改め、「㊟」を削り、

「 和歌山市宅地造成等に関する条例第6条第1項ただし書の規定により、宅地造成工事の完了前の 建築物の建築 の承認を受けたいので、申請します。 特定工作物の建設 」

「 和歌山市宅地造成及び特定盛土等規制法に関する条例 第5条第1項ただし書 第10条第1項ただし書 の規定によ

り、工事の完了前の 建築物の建築 の承認を受けたいので、申請します。 特定工作物の建設 」

に、「宅造許可」を「盛土規制法許可」に改める。

別記様式第18号中「第9条」の次に「、第10条の8」を加え、

「建築物の建築
宅地造成工事完了前の 承認通知書」を
特定工作物の建設

「建築物の建築
工事完了前の 承認通知書」に、
特定工作物の建設

「
年 月 日付けで申請のあった宅地造成工事完了前の 建築物の建築
特定工作物の建設 につ
いては、次の条件を付して承認します。」

を

「
年 月 日付けで申請のあった工事完了前の 建築物の建築
特定工作物の建設 については、和

歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例 第5条第3項
第10条第3項 の規定に基づき、

次の条件を付して承認します。」

に、「宅造許可」を「盛土規制法許可」に改める。

別記様式第19号中「第9条」の次に「、第10条の8」を加え、

「建築物の建築
宅地造成工事完了前の 不承認通知書」を
特定工作物の建設

「建築物の建築
工事完了前の 不承認通知書」に、
特定工作物の建設

「
年 月 日付けで申請のあった宅地造成工事完了前の 建築物の建築
特定工作物の建設 につ
いては、次の理由により承認しませんので、通知します。」

を

「
年 月 日付けで申請のあった工事完了前の 建築物の建築
特定工作物の建設 については、次

の理由により承認しませんので、和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例 第5条第3項
第10条第3項

の規定に基づき通知します。」

に改める。

別記様式第20号を次のとおり改める。

別記様式第20号（第10条、第10条の2関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法		第15条第1項 第34条第1項		の規定により協議を申し出ます。		
				年 月 日		
(宛先)和歌山市長		住所		協議申出者 氏名		
1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5	土地の面積	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工 事 の 概 要	10	イ 盛土又は切土の高さ				
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
		ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
		ニ 擁 壁	番号	構 造	高 さ	延 長
		ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構 造	高 さ	延 長
		ヘ 排水施設	番号	種 類	内法寸法	延 長

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	
	ヲ 工事完了予定年月日	
	ワ 工程の概要	
11	その他の必要な事項	

(注)

- 1 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

別記様式第20号の次に次の1様式を加える。

別記様式第20号の2（第10条、第10条の2関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法		第15条第1項 第34条第1項		の規定により協議を申し出ます。	
				年 月 日	
(宛先)和歌山市長		住所			
		協議申出者			
		氏名			
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事の目的				
工 事 の 概 要	7 イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル			
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル			
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配				
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置				
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置				
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅		
			メートル		
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置					
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する施設					

	工事中の危害防止 のための措置	
	その他の措置	
	工事着手予定年月日	
	工事完了予定年月日	
	工程の概要	
8	その他必要な事項	

(注)

- 1 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

別記様式第21号を次のとおり改める。

別記様式第21号（第10条、第10条の9関係）

協議同意書

第 年 月 日 号 日

和歌山市長



年 月 日付けで協議申請のあった宅地造成等に関する工事については、次の条件を付して協議に同意します。

1 工事をする土地の 所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	第 号
4 許可対象行為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5 許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

別記様式第21号の次に次の1様式を加える。

別記様式第22号中「宅地造成行為非該当確認申請書」を「宅地造成等行為非該当確認申請書」に、「造成主」を「工事主」に、「和歌山市宅地造成等に関する条例第9条第1項」を「和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例第13条第1項」に改め、「宅地造成工事規制区域内における」を削り、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第2条第2号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号又は第3号」に、「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改める。

別記様式第23号中「宅地造成行為非該当確認書」を「宅地造成等行為非該当確認書」に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第2条第2号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号又は第3号」に、「宅地造成行為」を「宅地造成又は特定盛土等」に改め、「ので、同法第8条第1項に規定する宅地造成に関する工事の許可を要しない」を削り、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改める。

別記様式第24号中「宅地造成工事許可等証明交付申請書」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条に基づく証明交付申請書」に、「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条」に改め、「に係る敷地」を削り、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に、「基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた区域内であることの証明書」を「適合することを証する書類」に改める。

別記様式第25号中「宅地造成工事許可等証明書」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条に基づく証明書」に改め、「に係る敷地」を削り、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に、「基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた区域内であり、同法第13条第2項の規定による検査済証を交付した土地の区域内である」を「適合する」に改める。

別記様式第26号中「宅地造成に関する工事の着手届出書」を「宅地造成等に関する工事の着手届出書」に、「届出者」を「工事主」に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項」に改め、「宅地造成に関する」を削り、「和歌山市宅地造成等に関する条例第12条」を「和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例第16条」に、「宅地の」を「宅地等の」に改める。

別記様式第27号及び別記様式第28号を次のように改める。

別記様式第27号及び別記様式第28号 削除

別記様式第29号中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、

「 中 止
宅地造成に関する工事の再 開届出書 を
廃 止 」

「 中 止
宅地造成等に関する工事再 開届出書 に、「あて先」を「宛先」に、「届出者」を「工事主」
廃 止 」

に改め、「㊟」を削り、「和歌山市宅地造成等に関する条例第15条」を「和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例第19条」に改める。

別記様式第30号中「第18条関係」を「第17条関係」に、「宅地造成に係る隣接地所有者等への周知及び調査結果報告書」を「宅地造成等に関する工事に係る隣接地所有者等への周知及び調査結果報告書」に、「あて先」を「宛先」に、「造成主」を「工事主」に改め、「㊟」を削り、「和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則第18条第2項」を「和歌山市宅地造成及び特定盛土等に関する条例施行規則第17条第2項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等に関する工事」に、「造成行為」を「工事概要」に改める。

別記様式第31号を次のとおり改める。

別記様式第31号（第20条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
年	月 日生
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項及び第43条第1項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。	
年	月 日交付
和歌山市長 印	

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

←

→

9センチメートル

（裏）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）
（証明書等の携帯）
第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
2 略
3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
（立入検査）
第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（注） 第24条第1項及び第43条第1項の都道府県知事は、第5条第1項の規定により中核市の市長とされています。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の項を削る。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第44号

和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市開発行為等に関する規則（平成12年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第16号ウ」を「第2条第18号」に、「とし、同号エに規定する書面は」を「並びに」に改める。

第20条の2の4第8号中「第4条第2項第1号ロ」を「第4条第6項第1号ロ」に改める。

第28条中「午後0時45分」を「午後1時」に改める。

第31条を削る。

第32条中「別記様式第65号」を「別記様式第64号」に改め、同条を第31条とし、第33条を第32条とし、第34条を第33条とする。

第35条中「別記様式第66号」を「別記様式第65号」に改め、同条を第34条とする。

別記様式第3号中	地域 地区等	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域		用途地域等	を
		宅地造成工 事規制区域	内 外	そ の 他	

地域 地区等	ア 市街化区域 イ市街化調整区域	
	ウ 宅地造成等工事規制区域 エ 特定盛土等規制区域	
	オ その他（	

「3 地域地区欄については、市街化区域、市街化調整区域及び宅地造成工事規制区域のうち当該土地の該当するものを○で囲んでください。その他の欄にはその他の法令による規制の区域内である場合にその法令名等を記入してください。」

「3 地域地区欄については、市街化区域又は市街化調整区域並びに宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のうち当該土地の該当するものを○で囲んでください。その他の欄にはその他の法令による規制の区域内である場合にその法令名等を記入してください。」

改める。

別記様式第8号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、

「2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事を許可が不要となります。」

「2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第12条第1項及び第30条第1項の許可を受けたとみなされます。」

改める。

別記様式第42号及び別記様式第44号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、

「ウ 宅地造成等規制区域 エ その他」を

「ウ 宅地造成等工事規制区域 エ 特定盛土等規制区域 に改める。

オ その他（ ）

別記様式第46号中「和歌山市長 様」を「（宛先）和歌山市長」に改め、「㊟」を削り、

和歌山市		m ²	m ²	
		計 m ²	計 m ²	を
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域				内・外

和歌山市		m ²	m ²	
		計 m ²	計 m ²	に改める。

別記様式第48号中「㊟」を削り、

区域	都市計画法第7条第1項に規定する区域区分	市街化区域・市街化調整区域	
区分	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域	内・外	を

区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域	に
------	-----------------	---

改める。

別記様式第49号中「和歌山市長 様」を「（宛先）和歌山市長」に改め、「㊟」を削

宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域	内・外	
開発許可、建築許可等	有・無	年 月 日 第 号

開発許可、建築許可等	有・無	年 月 日 第 号	に改める。
------------	-----	-----------	-------

別記様式第50号から別記様式第52号までの規定中「和歌山市長 様」を「（宛先）和歌山市長」に改め、「㊟」を削り、

和歌山市		m ²	m ²	
		計 m ²	計 m ²	を
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域				内・外

和歌山市		m ²	m ²
		計 m ²	計 m ²

に改める。

別記様式第58号中「和歌山市長 様」を「（宛先）和歌山市長」に改め、「㊤」を削る。

別記様式第64号を削る。

別記様式第65号中「第32条関係」を「第31条関係」に、「和歌山市長 様」を「（宛先）和歌山市長」に改め、「㊤」を削り、同様式を別記様式第64号とする。

別記様式第66号中「第35条関係」を「第34条関係」に改め、同様式を別記様式第65号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市開発行為等に関する規則の項中「別記様式第8号2、」、「別記様式第42号、別記様式第44号、別記様式第46号」、「別記様式第48号、別記様式第49号、別記様式第50号、別記様式第51号、別記様式第52号」及び「別記様式第58号」を削り、「別記様式第62号及び別記様式第65号」を「及び別記様式第62号」に改める。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第45号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和29年規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号ア中「連結個別資本金等」を「通算個別資本金等」に、「連結納税承認」を「通算納税承認」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に改める。

別記様式第20号中「第80条第1項第1号ア」の次に「及びウ」を加え、「第80条第1項第1号ウ」を「第80条第1項第1号エ」に、「第80条第1項第1号エ」を「第80条第1項第1号オ」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市訓令第2号

和歌山市例規審査会規程を廃止する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市例規審査会規程を廃止する規程

和歌山市例規審査会規程（昭和63年訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月21日揭示済）

和歌山市訓令第3号

和歌山市副市長事務担任規程を廃止する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市副市長事務担任規程を廃止する規程

和歌山市副市長事務担任規程（平成29年訓令第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年3月31日から施行する。
（和歌山市幹部連絡会議規程の一部改正）
- 2 和歌山市幹部連絡会議規程（昭和48年達第9号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項ただし書中「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた」を削る。
（和歌山市文化行政推進協議会規程の一部改正）
- 3 和歌山市文化行政推進協議会規程（昭和55年訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「産業交流局に属する事務を担当する」を削る。
（和歌山市政策調整会議規程の一部改正）
- 4 和歌山市政策調整会議規程（昭和63年訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた」を削り、同条第2項中「前項に規定する」及び「当該」を削り、「同項の規定により第2順位として定められた副市長」を「市長公室長」に改める。
第4条第1項中「前条第1項に規定する」を削る。
（和歌山市情報化推進委員会規程の一部改正）
- 5 和歌山市情報化推進委員会規程（平成13年訓令第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1副委員長の項中「総務局に属する事務を担当する副市長」を「副市長」に改め、委員の

項中 「

総務局に属する事務を担当する副市長以外の副市長
公営企業管理者

 を

「

公営企業管理者

」 に改める。

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市訓令第4号

和歌山市副市長事務担任規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市副市長事務担任規程

（趣旨）

第1条 この規程は、副市長の事務担任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた副市長

- （1）市長公室に属する事務
- （2）総務局に属する事務
- （3）危機管理局に属する事務
- （4）財政局に属する事務
- （5）産業交流局に属する事務
- （6）出納室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- （7）議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）
- （8）教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- （9）監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- （10）選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- （11）人事委員会に属する事務（人事委員会の権限に属する事務を除く。）
- （12）農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- （13）固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第2順位として定められた副市長

- （1）市民環境局に属する事務
- （2）健康局に属する事務
- （3）福祉局に属する事務
- （4）都市建設局に属する事務
- （5）企業局に属する事務（公営企業管理者の権限に属する事務を除く。）
- （6）消防局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、両副市長が担任する。

- （1）市政の基本的な計画の策定及び重要施策の総合調整に関する事務
- （2）条例、規則及び訓令の制定改廃に関する事務
- （3）人事に関する事務
- （4）組織に関する事務
- （5）予算編成に関する事務

（6）議会の招集、議案の提出その他議会に関する事務

（7）その他重要又は異例に属し、両副市長が担任することが必要であると市長が認める事務

第4条 両副市長のいずれかに事故があるとき、又は両副市長のいずれかが欠けたときは、他の副市長がその事務を担当する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（和歌山市幹部連絡会議規程の一部改正）

2 和歌山市幹部連絡会議規程（昭和48年達第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「副市長」を「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた副市長」に改める。

（和歌山市文化行政推進協議会規程の一部改正）

3 和歌山市文化行政推進協議会規程（昭和55年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副市長」を「産業交流局に属する事務を担当する副市長」に改める。

（和歌山市政策調整会議規程の一部改正）

4 和歌山市政策調整会議規程（昭和63年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「副市長」を「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）第2条第1項の規定により第1順位として定められた副市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する副市長に事故があるとき、又は当該副市長が欠けたときは、市長の職務を代理する者の順序を定める規則第2条第1項の規定により第2順位として定められた副市長がその職務を代理する。

第4条第1項中「副市長」を「前条第1項に規定する副市長」に改める。

（和歌山市情報化推進委員会規程の一部改正）

5 和歌山市情報化推進委員会規程（平成13年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1副委員長の項中「副市長」を「総務局に属する事務を担当する副市長」に改め、委員の

項中 「

公営企業管理者

」を

「

総務局に属する事務を担当する副市長以外の副市長
公営企業管理者

」に改める。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市訓令第5号

和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

和歌山市職員安全衛生管理規程（昭和63年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校附属の給食場及び共同調理場の項中「保健給食管理課長」を「給食管理課長」に改める。

別表第2 安全衛生委員会の部学校附属の給食場及び共同調理場（和歌山市立学校附属の給食場等安全衛生委員会）の項中「保健給食管理課」を「給食管理課」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市訓令第6号

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条—第11条」を「第9条—第12条」に、「第12条—第16条」を「第13条—第18条」に、「第17条—第29条」を、「第19条—第33条」に、「第30条—第32条」を「第34条—第37条」に、「第33条—第35条」を「第38条—第40条」に、「第36条—第50条」を「第41条—第60条」に改める。

第2条第1号中「。以下「組織規則」という。」を削り、同条第3号中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加え、同条第5号を次のように改める。

（5）電子文書 決裁文書の体裁に関する書式情報を含む電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第2条に次の2号を加える。

（19）文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織で総務部総務課（以下「総務課」という。）が所管するものをいう。

（20）保存期間 会計年度によるものにあつては完結した日から当該文書の保存年限の起算日の属する年度の末日までの期間、暦年によるものにあつては起算日の属する年の12月31日までの期間をいう。

第3条に次の1項を加える。

4 文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、他の電子計算組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システムにより行わなければならない。

第50条を第60条とし、第47条から第49条を10条ずつ繰り下げ、第46条を第55条とし、同条の次に次の1条を加える。

（紛失への対応）

第56条 所管課長は、公文書ファイル等の誤廃棄その他の原因による紛失が明らかとなった場合は、直ちに所管部長及び総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第45条を第54条とする。

第44条第2項中「第37条第1号」を「第42条第1号」に改め、同条を第53条とする。

第43条第3項中「ときは」の次に「、文書管理システムに保存期間延長の入力をするとともに」を加え、同項にただし書として次のように加える。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書については、文書管理システムへの入力を要しない。

第43条を第52条とする。

第42条の見出し中「保存」を「整理等」に改め、同条を第51条とする。

第41条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公文書の保管）

第50条 決裁済文書は、保存期間が満了するまで、所管課長が指定する保管庫への収納その他適当な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムにより作成した文書は、文書管理システム内に整理及び保管しなければならない。

第40条の3の見出し、同条第1項及び第2項中「電磁的記録」を「電子文書」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「規定により」の次に「文書管理システム及び電子情報処理システム以外の記録媒体に」を加え、同条を第48条とする。

第40条の2を第47条とする。

第40条第1項第3号中「表紙及び」を削り、「保存満期年月日」を「廃棄年月日」に改め、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）2以上の文書で紙文書と電子文書が相互に密接な関連を有する一の集合物であるときは、表紙にその旨を記載し、電子文書と併せて1つの文書を構成することが分かるよう編集すること。

第40条を第46条とし、第39条を第44条とし、同条の次に次の1条を加える。

（文書の整理）

第45条 決裁済文書は、文書管理システムにおいて編集し、保存しなければならない。ただし、文書管理システムに登録した紙文書及び第21条第1項の規定により起案した決裁済文書は所管課において、次条の定めるところにより編集し、保存しなければならない。

第38条を第43条とし、第37条を第42条とし、第36条を第41条とする。

第35条中「事案の施行が終わったときは、起案者が決裁済文書に施行完了年月日を」を「文書管理システムにより起案した文書については施行完了年月日を文書管理システムに登録し、それ以外の文書については施行完了年月日を当該起案した文書に」に改め、第4章第2節中同条を第40条とする。

第34条第1項第1号中「文書整理簿に必要事項」を「文書管理システムにより、当該文書に係る決裁文書に所要の事項」に改め、同号ただし書を削り、同条を第39条とする。

第33条第2項中「信書のうち、照会、回答、経由等の直接には法的効果を生じない文書については、電子メール又はファクシミリ」を「前条第1号に掲げる文書は、電気通信回線に」に改め、同条を第38条とし、第32条を第37条とし、第31条を第36条とする。

第30条第1項中「次により」を「次の各号に規定する」に改め、「第14条第1号アからウまで」を「第15条第3項第1号から第4号まで」に改め、同項第2号及び第3号中「及び文書整理簿により」を「の記号及び」に改め、同条第3項ただし書中「当該文書の番号の属する年度又は年の数字を市名又は市名の頭文字「和」の前に付すること」を「この限りでない」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 文書記号は、総務課長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、文書番号は、文書管理システムから取得した番号を用いるものとする。ただし、文書管理システムでの付番が困難であると総務課長が認めるものについては、文書管

理システムとは別に付番することができるものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同一事案に属する照会、通知等の往復文書の発信番号は、当初の当該登録番号を用いるものとする。この場合において、照会、通知等を発するごとに枝番号を付することができる。

第30条を第35条とし、第4章第1節中同条の前に次の1条を加える。

（文書の施行）

第34条 決裁が終了したときは、直ちに施行手続をとらなければならない。ただし、直ちに施行手続をとることができないものについては、上司の指示を受けるものとする。

- 2 処理担当者は、文書を施行するときは、文書管理システムに施行日、施行先その他の所要事項を登録しなければならない。

第29条第1項中「限り」の次に「、文書管理システムに代えて」を加え、同条第2項中「、第14条、第16条」を「から第15条まで、第17条」に改め、「第20条」の次に「、第22条」を加え、「、第30条から第35条まで、第38条、第40条の2、第40条の3及び第42条」を「、次条から第40条まで、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条及び第51条」に改め、第3章中同条を第33条とする。

第28条の見出し中「供覧」の次に「等」を加え、同条中「第18条、第19条、第21条、第26条及び前条の規定は、供覧」を「第19条から第25条まで及び前条の規定は、供覧及び報告」に改め、同条を第32条とする。

第27条中「終わったときは、起案者が決裁済文書に決裁完了年月日を記載する」を「終了したときは、文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合で、決裁者の決裁が終了したときは、決裁済文書に決裁者が決裁した年月日を記入するとともに、文書管理システムに当該決裁文書に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する。

第27条を第31条とする。

第26条を削る。

第25条（見出しを含む。）中「、ファクシミリ又は電子メール」を「又はファクシミリ」に改め、「紙文書」を「文書」に改め、同条を第30条とする。

第23条及び第24条を削る。

第22条の見出し中「再回」の次に「等」を加え、同条第1項中「要するもの」を「求めるとき」に、「決裁伺書の「合議欄」に「要再回〇〇課」と表示しなければならない」を「文書管理システムに再回を要する旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、当該起案用紙の「合議欄」に「要再回〇〇課」と表示し）、起案課に返付するものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による登録若しくは表示があるとき、決裁の内容が当初のものと異なるとき又は廃案若しくは保留となったときは、起案課は、決裁文書の決裁を受けた後、当該合議先に再回しなければならない。

第22条第3項中「を閲覧したときは、当該表示箇所に認印して」を「の閲覧を終了したときは、文書管理システムに再回の確認をした旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、「

要再回」の表示をした箇所に消印を押し）、当該起案文書を」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（廃止）

第28条 決裁文書又は決裁済文書を廃止する必要があるときは、文書管理システムによる廃止処理を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合は、軽易なものを除き、当該文書の余白に「廃案」と朱書して、関係者の閲覧に供しなければならない。

（未処理文書の追求）

第29条 文書主任は、所管課長の指示を受け、文書管理システム等によって、未処理文書を追求し、その処理の促進を図らなければならない。

第21条第3項中「所定欄に認印して直ちに回付し」を「文書管理システムにその旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、所定の欄に押印し）」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（決裁文書の訂正等）

第26条 起案者は、起案した決裁文書に誤りを発見したときは、次に掲げるところにより訂正等を行うとともに、その旨を既に回議した決定者及び合議者に報告の上、決裁者の承認を受けなければならない。

（1）電子決裁による場合は、文書管理システムに登録された事項の訂正等を行い、再度登録しなければならない。

（2）第21条第1項の規定により起案した場合は、決裁文書の訂正等をした箇所に訂正印を押印し、同条第2項の規定により文書管理システムに登録されているときにあっては、当該登録事項の訂正等を行わなければならない。

第20条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「審査し、所定欄に認印しなければならない」を「審査しなければならない」に改め、同条を第24条とする。

第19条中「事務担当班長から」を「和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）第4条に定めるところにより、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の手続は、文書管理システムを用い電磁的に表示し、記録する方式により行うものとする。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書のうち特に急を要するものは、その文書の内容を説明しうる職員が自ら携行して決裁を受けなければならない。

第19条を第23条とする。

第18条の見出し中「起案の方法」を「決裁文書の作成要領」に改め、同条中「次に」の次に「掲げるところに」を加え、同条第1号中「決裁伺書（別記様式第8号）を用いる」を「一事案ごとに作成し、件名はできるだけ起案の要旨を明らかにする」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、関係する事案は、支障のない限り、一括して起案すること。

第18条第2号中「決裁伺書には、」及び「、起案年月日」を削り、「記載」を「明示」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条第9号中「は、決裁伺書の余白に「至急」の文字を朱書する」を「については「至急」を、秘密文書については「秘」と明示する」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

（7）複数にわたる紙文書を添付する文書の起案については、決裁中に文書が分離しないよう確実な方法で綴ること。

（8）決裁文書の一部が電子文書とすることが困難であると認められる場合は、当該部分を紙文書により作成する旨を文書管理システムに登録することによって添付文書管理票を出力し、これを当該紙文書に付して回議すること。

第18条第10号を削り、同条を第22条とする。

第17条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（起案の方法）

第20条 文書の起案は、次条に定めるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。

（文書管理システムを用いない起案等）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、文書管理システムを用いないで、当該各号に掲げる用紙を用いて起案することができる。

（1）法令等において定められた様式、帳票等、独自の様式で起案することが合理的である場合 当該様式、帳票等

（2）事務の処理上、一定の帳票又は簿冊を用いることが適当な場合 当該帳票又は簿冊

（3）窓口で受領する申請、届出等であって、即時性が求められる場合 起案用紙（別記様式第8号）

（4）必要な端末が整備されておらず、文書管理システムを使用できない環境にある場合 起案用紙

（5）システム障害等により文書管理システムを使用できない場合 起案用紙

（6）前5号のほか、文書管理システムによることが適当でないと総務課長が認めた場合 総務課長が認めた用紙

2 前項第5号又は第6号の規定により起案したときは、必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する文書を供覧する場合にあつては、文書管理システムを用いないで帳簿処理、余白処理等により起案することができる。

第2章中第16条第3項を削り、同条を第18条とする。

第15条の見出し中「紙文書の」を削り、同条中「前条第5号の規定により文書主任から紙文書を受領した」を「紙文書として前条第4項の規定による收受文書の回付を受けた」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（重要な收受文書の供覧等）

第17条 所管課長は、收受した文書のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、直ちに上司に供覧しなければならない。

（1）文書内容の迅速な伝達を必要とするもの

（2）重要な文書で、その処理に上司の指揮を必要とするもの

（3）前2号に掲げるもののほか、上司の供覧を必要とするもの

第14条中「文書主任において」を削り、同条第1号を次のように改める。

（1）所管課に到達した文書は、文書管理システムに当該文書に係る文書記号、件名、收受日その他の所要事項を登録しなければならない。

第14条中第4号を第5号とし、第5号を削り、第3号を第4号とし、同条第2号中「記入した上、

認印する」を「記入する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- （2）所管課に到達した文書が紙文書である場合には、速やかに当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録しなければならない。

第14条に次の3項を加える。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、所管課に到達した紙文書が電子文書の変換に適さないと認められる場合においては、当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録することを要しない。
- 3 前項の規定により、所管課に到達した紙文書を文書管理システムに登録しないときにおいて、当該文書に係る文書記号、件名、收受日その他の所要事項を文書管理システムに登録した後、当該文書の余白に課受付印（別記様式第7号）を押印し、文書管理システムから取得した番号を付さなければならない。ただし、次に掲げる文書については、意思決定過程並びに事務及び業務の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる文書を除き、文書管理システムへの登録並びに課受付印の押印及び番号を省略することができる。

- （1）案内状、礼状、挨拶状等の書簡文書
- （2）新聞、雑誌、冊子その他これらに類する文書
- （3）市長の内部組織及び市の機関相互において收受する文書
- （4）その他軽易な文書

- 4 前項に掲げる文書を除き、收受した文書は、全て所管課長の閲覧に供しなければならない。

第14条を第15条とする。

第13条第4号中「配布して受領印を徴すること」を「配布する」に改め、「した上、取扱者が認印」を削り、同条第5号中「配布して受領印を徴する」を「配布する」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第1章第2節中第11条を第12条とする。

第10条第4項第1号中「收受、」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- （6）文書管理システムの運用に関すること。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「文書整理簿（別記様式第1号）及び」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、証明交付簿又は公示令達番号簿を文書管理システムにより管理する場合は、文書収発簿を用いてこれに代えることができる。

第1章第1節中第7条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（文書管理システムへの登録）

第4条 文書は、文書管理システムに登録して処理しなければならない。ただし、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる文書にあっては、文書管理システムに登録しないで処理することができる。

- （1）1年以上の保存を要しない軽易な文書
- （2）他の電子計算組織により処理される文書
- （3）前2号に掲げるもののほか、文書管理システムにより難いと総務課長が認める文書

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 削除

別記様式第2号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第8条関係）

特 殊 文 書 配 布 簿										考 備	考
日 付	受 領 番 号	発 信 者 名	宛	先	種	類					

別記様式第4号を次のように改める。

電 報 配 布 簿

– 110 –

別記様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別記様式第6号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

別記様式第7号中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第21条関係）

				重要情報			索引番号		
--	--	--	--	------	--	--	------	--	--

決 裁 者		適 用		文書分類				保存期間	
								文書種別	
件 名								起案	年 月 日
								決裁	年 月 日
								施行	年 月 日
概 要								起 案 者	局
									部
									課
									(電話番号)
決 裁									
	文書審査 公印承認								
合 議									
開 示	開示区分				開示可能時期				
	不開示事項								

和 歌 山 市

別記様式第9号中「第34条関係」を「第39条関係」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

[illegible]

引 索

[illegible]

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に収受した文書及びこの規程の施行の際、現に処理の過程にある文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市告示第83号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月19日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和7年3月19日揭示済）

和歌山市告示第84号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和7年3月19日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 事業計画が定められた年月日 | 令和7年3月5日 |
| 2 | 調査を実施する者の名称 | 和歌山市 |
| 3 | 調査地域 | 湊の一部
紀三井寺の一部
布引の一部 |
| 4 | 調査期間 | 令和7年3月5日から令和8年3月31日まで
(令和7年3月19日揭示済) |

和歌山市告示第85号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年3月1日、同月7日及び同月14日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年3月3日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年3月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年3月19日揭示済)

和歌山市告示第86号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年3月4日、同月5日、同月10日、同月11日、同月13日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

（1）自転車等の鍵

（2）住所及び氏名を確認できるもの

（3）費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

（1）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（3）その他

（1）及び（2）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年3月19日揭示済）

和歌山市告示第87号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年3月21日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年12月2日及び同月7日	令和6年12月18日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年12月10日	令和6年12月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年12月3日	令和6年12月18日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年12月2日、同月9日及び同月12日	令和6年12月18日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

（令和7年3月19日揭示済）

和歌山市告示第88号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和6年度	第8期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和7年3月31日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年3月21日揭示済）

和歌山市告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
13-36	四箇郷36号線	和歌山市新在家235番5地先 ～	新	29.30	2.8 ～ 4.0
		和歌山市新在家237番4地先	旧	29.30	2.0 ～ 3.1

(令和7年3月21日揭示済)

和歌山市告示第90号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和7年3月24日揭示済）

和歌山市告示第91号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和7年4月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年3月24日揭示済）

和歌山市告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月26日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関	担当する医療の種 類	（主として担当する 医師）変更前	（主として担当する医 師）変更後	変更年月日
医療法人杏林会 嶋病院 （和歌山市西仲間町1丁目30番地）	腎臓	嶋 渡	濱田 欣哉	令和6年12月10日
角谷整形外科病院 （和歌山市吉田337番地）	整形外科	中根 康博	野村 和教	令和7年3月5日

（令和7年3月26日揭示済）

和歌山市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
田尻自治会	区域	和歌山県和歌山市田尻2番地の4から575番地の11まで、32番地の4から38番地の37まで、42番地の4から67番地8まで、坂田716番地から759番地の4まで	和歌山県和歌山市田尻2番地の4から575番地の11まで、32番地の4から38番地の37まで、42番地の4から67番地8まで、田尻695番地から696の1番地まで、坂田716番地から759番地の4まで	令和7年3月27日

（令和7年3月27日揭示済）

和歌山市告示第94号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和6年度第10期の納期は、 令和7年4月7日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市告示第95号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和6年度	第1期から 第8期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和7年4月7日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和7年3月28日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点	延長	幅員
		終点	(m)	(m)
25-146	神前冬野線	和歌山市和田1037番3地先	2587.8	5.06
		～		～
		和歌山市冬野543番1地先		20.20

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市告示第97号

固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市告示第98号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年4月23日に変更する。
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年4月23日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市告示第99号

和歌山市文化財保護条例（昭和41年条例第16号）第3条第1項の規定により、次の文化財を令和7年3月31日に和歌山市指定文化財として指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

名 称	種 類	員 数	所在地	所有者
しゃかにょらいぎぞうおよ 釈迦如来坐像及び あなんそんじやりゆうぞう 阿難尊者立像・ かしょうそんじやりゆうぞう 迦葉尊者立像	彫刻	く 3 軀	和歌山市鷹匠町	宗教法人 禅林寺
うんぱん 雲版	工芸	めん 1 面	和歌山市鷹匠町	宗教法人 禅林寺
いんべいせきいどしゅつどひん 井辺遺跡井戸出土品 一. いす 椅子 一. はち 鉢 一. もっこう 木甲 一. おのえ 斧柄 一. よこづち 横鎚 一. どき・せつき 土器・石器	考古	1 脚 1 点 1 点 1 点 1 点 1 5 箱	和歌山市七番丁	和歌山市
わかやまじょうあとわたなべやしき 和歌山城跡渡辺屋敷 じちんぐ 地鎮具 せつきゅう 石球	考古	4 点	和歌山市七番丁	和歌山市

わかやまじょうおはしろうか 和歌山城 御橋廊下 きょうきやくそせき 橋 脚 礎石	歴史資料	4 ^き 基	和歌山市一番丁	和歌山市
--	------	------------------	---------	------

(令和7年3月31日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年3月25日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和田字上ノ佐1198番1、1199番1	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介

（令和7年3月25日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年3月26日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

（1）和歌山市松島字辻120番19

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和7年3月26日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和7年3月26日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

（1）和歌山市松島字上ノ垣内170番17

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和7年3月26日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和7年3月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年3月25日 和建指第2767号	和歌山市新中島字上野覚 99番7、99番8、1 00番5	和歌山市黒田一丁目2番 17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6.00m × 61.89m 61.89m

（令和7年3月27日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市磯の浦字西畑毛372番5

和歌山市磯の浦字並松663番71
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和7年3月31日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年3月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市松島字音浦344番1の一部、345番1、栗栖字中須1069番1の一部	和歌山市寺内383番地3 有限会社竹内実業 代表取締役 竹内大策
和歌山市新庄字大道端483番10、497番1、498番、500番1、501番1、507番1、水路、里道	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第10号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月25日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和7年3月31日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件

- (1) 和歌山市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程について

(令和7年3月25日揭示済)

和歌山市公報（号外第7号） 令和7年（2025年） 3月31日
和歌山市選挙管理委員会告示第11号

和歌山市選挙管理委員会規程（昭和32年選挙管理委員会告示第92号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

和歌山市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市選挙管理委員会規程（昭和32年選挙管理委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項の表中「、事務副主査、技術副主査」及び「、副主事、副技師」を削る。

第24条の2第4項を削り、同条第5項中「別記様式第2号」を「別記様式」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項第1号中「番号簿（別記様式第3号）」を「文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び第3号中「文書整理簿」を「文書管理システム」に改め、同項を同条第5項とする。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式とする。

別記様式第3号を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市監査委員告示第1号

和歌山市監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山市監査委員	森 田 昌 伸
同 上	柳 野 純 夫
同 上	古 川 祐 典
同 上	中 谷 謙 二

和歌山市監査委員処務規程の一部を改正する規程

和歌山市監査委員処務規程（平成15年監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表中「、事務副主査、技術副主査」及び「、副主事、副技師」を削る。

第15条第1号を次のように改める。

（1）決裁伺書は、別記様式第1号によるものとする。

第16条第3項を削る。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第15条関係）

				重要情報				索引番号			
決裁者		適用		文書分類				保存期間			
								文書種別			
件名								起案	年 月 日		
								決裁	年 月 日		
								施行	年 月 日		
概要								起案者			
決裁											
合議											
開示	開示区分				開示可能時期						
	不開示事項										

和歌山市監査事務局

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月28日揭示済）

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第1号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成11年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「和歌山市公報への登載その他」を「インターネットの利用その他の」に改める。

第30条第2項中「臨時的任用承認申請書（別記様式第5号）により」を削る。

第31条第2項中「臨時的任用期間更新承認申請書（別記様式第6号）により」を削る。

別表第1の行政職給料表の副主事又は副技師の職務の項及び事務副主査又は技術副主査の職務の項を削る。

別表第1のイ消防職給料表の消防副主査の職務の項を削る。

別表第1のエ福祉保健職給料表の副技師の職務の項及び技術副主査の職務の項を削る。

別表第1のオ企業職給料表の副主事又は副技師の職務の項及び事務副主査又は技術副主査の職務の項を削る。

別表第1の2の行政職給料表等級別職務分類表1級の部中「教育指導専門員」の次に、「、こども科学館長（副課長級のこども科学館長を除く。）」を加え、同表5級の部中「、移住定住推進専門員、危機管理専門員」及び「、物品検査員」を削り、「環境作業長」の次に「、保育専門員（副課長級の保育専門員を除く。）」を加え、「、産業振興推進専門員」、「、リノベーション推進専門員」及び「、こども科学館長」を削り、同表6級の部高度な知識又は経験を必要とする班長の職務の項中「、企画専門員（班長級の企画専門員を除く。）」、移住定住推進専門員（班長級の移住定住推進専門員を除く。）」、「、産業振興推進専門員（班長級の産業振興推進専門員を除く。）」及び「、リノベーション推進専門員（班長級のリノベーション推進専門員を除く。）」を削り、同部副課長の職務の項中「物品検収員（班長級の物品検収員を除く。）」を「物品検収員」に改め、「斎場長」の次に「、統括保健師」を加え、「こども科学館長（班長級のこども科学館長を除く。）」を「こども科学館長」に改め、同表7級の部中「、公正職務専門主幹」及び「、統括保健師」を削り、同表8級の部中「政策審議監」の次に、「、公正職務専門監」を加え、「、市民生活専門監」を削る。

別表第1の2のイ消防職給料表等級別職務分類表6級の部中「、消防対策専門員」を「、企画専門員」に改める。

別表第1の2のエ福祉保健職給料表等級別職務分類表4級の部中「、生活保健専門員」を削り、同表5級の部中「、生活保健専門員（班長級の生活保健専門員を除く。）」を削る。

別表第1の2のオ企業職給料表等級別職務分類表3級の部の前に次のように加える。

1 級	主事又は技師の職務	経営基盤強化専門員	主事級
-----	-----------	-----------	-----

別表第1の2のオ企業職給料表等級別職務分類表4級の部を削り、同表5級の部中「、物品検収員」を削り、同表6級の部副課長の職務の項中「物品検収員（班長級の物品検収員を除く。）」を「物品検収員」に改める。

別表第3の「副主査級昇任選考試験」を「主査級昇任選考試験」に、「副主査級の職位に属する職への昇任（消防職に限る）。」を「主査級の職位に属する職への昇任（消防職に限る）。」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の主査級昇任選考試験において、この規則の施行の日の前日時点で副主査級の職位に属する職にある者及び令和6年度副主査級昇任選考試験に合格した者を選考の対象から除く。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第2号

和歌山市人事委員会処務規則の一部を改正する規則

和歌山市人事委員会処務規則（平成11年人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、事務副主査、技術副主査」及び「、副主事及び副技師」を削る。

第7条中第5項及び第6項を削り、同条第7項中「別記様式第2号」を「別記様式」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項第1号中「番号簿（別記様式3号）」を「文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「文書整理簿」を「文書管理システム」に改め、同項を同条第6項とする。

別記様式第1号及び別記様式第3号を削り、別記様式第2号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第4号

和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則
の一部を改正する規則

（和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正）

第1条 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和27年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「事務委任」の次に「等に関する」を加える。

第1条中「委任すること」の次に「等」を加える。

第2条に次の2号を加える。

（10）和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号）に規定する開示請求に対する処分の決定並びに当該決定及び開示請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。

（11）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）に規定する開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定並びに当該決定及び開示、訂正及び利用停止の請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。

第4条中「第2条各号」を「第2条第1号から第9号まで」に改める。

本則に次の1条を加える。

（専決）

第6条 教育長は、第2条第10号及び第11号に規定する事項について、専決することができる。

（和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第2条 和歌山市教育委員会事務決裁規則（平成27年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務」の次に「（和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第6条の規定により教育長が専決できるとされたものを含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市立学校管理規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市教育委員会

教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第5号

和歌山市立学校管理規則等の一部を改正する規則

（和歌山市立学校管理規則の一部改正）

第1条 和歌山市立学校管理規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第1項中「、事務副主査、技術副主査」を削る。

（和歌山市立高等学校規則の一部改正）

第2条 和歌山市立高等学校規則（昭和48年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、事務副主査、技術副主査」を削る。

（和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第3条 和歌山市教育委員会事務局組織規則（平成15年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4事務を掌る職員の項中「、事務副主査」を削り、同表技術を掌る職員の項中「、技術副主査」を削る。

（和歌山市教育機関組織規則の一部改正）

第4条 和歌山市教育機関組織規則（平成15年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4事務を掌る職員の項中「、事務副主査」を削り、同表技術を掌る職員の項中「、技術副主査」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第6号

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼稚園の項中「高等学校の定時制」を「和歌山市立和歌山あけぼの中学校及び高等学校の定時制」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会規則第7号

和歌山市教育委員会公印規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

（和歌山市教育委員会公印規則の一部改正）

第1条 和歌山市教育委員会公印規則（平成4年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「ときは、」の次に「文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）に公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を教育政策課長に提示しなければならない。ただし、電子決裁（文書管理システムにおいて電子的な方法により回議し、及び決裁を得ることをいう。以下同じ。）以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加える。

第11条第1項中「ときは、」の次に「文書管理システムに公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を管理者に提示しなければならない。ただし、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加え、同条第3項中「ときは、」の次に「電子決裁以外の方法による場合は、」を加える。

（和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第2条 和歌山市教育委員会事務決裁規則（平成27年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「代決する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の処理を専ら行う電子情報処理組織を用いないで代決する」に改め、ただし書を削る。

第12条中「回付し、」を「回議し、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）における電子決裁（電子的な方法により決裁を回議し、及び決裁を受けることをいう。以下同じ。）の方法による場合にあっては承認の登録を、文書管理システムにおける電子決裁以外の方法にあっては」に改める。

別表第1 共通決裁事項の一般に関する事項の表第15項第1号中「第43条第2項」を「第52条第2項」に、「第44条第1項」を「第53条第1項」に、「第37条第1号」を「第42条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市教育委員会訓令第1号

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程を定める。

令和7年3月31日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市教育委員会文書取扱規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条—第11条」を「第9条—第12条」に、「第12条—第16条」を「第13条—第18条」に、「第17条—第29条の2」を「第19条—第33条」に、「第30条—第32条」を「第34条—第37条」に、「第33条—第35条」を「第38条—第40条」に、「第36条—第47条」を「第41条—第57条」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

- （3）文書 紙文書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。

第2条中第13号を第16号とし、第5号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- （5）電子文書 決裁文書の体裁に関する書式情報を含む電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- （6）電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。
- （7）紙文書 帳簿、伝票、電報、口頭又は電話による事項を記録したもの、図面、記録その他の事務を処理するために必要な書類（電磁的記録媒体から出力され、又は採録されたものを含む。）であって、電磁的記録以外のものをいう。

第2条に次の3号を加える。

- （17）電子情報処理システム 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法（電子メールを除く。）により、事務処理を行うことのできる装置をいう。
- （18）文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織で市長が所管するものをいう。
- （19）保存期間 会計年度によるものにあつては完結した日から当該文書の保存年限の起算日の属する年度の末日までの期間、暦年によるものにあつては起算日の属する年の12月31日までの期間をいう。

第3条に次の1項を加える。

- 4 文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、他の電子計算組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システムにより行わなければならない。

第47条を第57条とする。

第46条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 廃棄する電磁的記録については、所管課長が、その記録内容等が不適正に漏えいすることがないよう、電磁的記録媒体の初期化その他記録媒体の特性に応じて適切な方法により処分しなければならない。

第46条を第55条とし、同条の次に次の1条を加える。

（紛失への対応）

第56条 所管課長は、公文書ファイル等の誤廃棄その他の原因による紛失が明らかとなった場合は、直ちに所管部長及び教育政策課長に報告しなければならない。

2 教育政策課長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第45条を第54条とする。

第44条第2項中「第37条第1号」を「第42条第1号」に改め、同条を第53条とする。

第43条第1項中「当該公文書に係る保存期間が経過する日又はそれぞれ」を「保存期間が満了したときであっても、」に改め、「日のいずれか遅い日」を削り、「当該公文書を保存しなければならない」を「当該公文書の保存期間を延長しなければならない」に改め、同条第3項中「行うときは、」の次に「文書管理システムに保存期間延長の入力をするとともに、」を加え、同項にただし書として次のように加える。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書については、文書管理システムへの入力を要しない。

第43条を第52条とする。

第42条の見出し中「保存」を「整理等」に改め、同条第1項中「保存する公文書（電磁的記録であるものを除く。以下この条において「保存公文書」という。）」を「保存文書」に改め、同条第3項及び第4項中「保存公文書」を「保存文書」に改め、同条第5項中「電磁的公文書」を「電磁的記録」に、「当該電磁的記録」を「記録」に、「変換等」を「交換等」に改め、同条を第51条とする。

第41条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公文書の保管）

第50条 決裁済文書は、保存期間が満了するまで、所管課長が指定する保管庫への収納その他適当な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムにより作成した文書は、文書管理システム内に整理及び保管しなければならない。

第40条の3の見出し中「電磁的記録」を「電子文書」に改め、同条第1項中「所管課長は、文書を」を「紙文書は、」に、「電磁的記録として」を「電子文書に変換し、」に改め、同条第2項中「所管課長は、」を削り、「電磁的記録」を「電子文書」に、「取り扱うこととした場合において」を「取り扱うときの紙文書」に改め、「文書を」を削り、同条第3項中「前2項」を「第1項」に、「電磁的記録又は文書を」を「文書管理システム及び電子情報処理システム以外の記録媒体に」に改め、同条を第48条とする。

第40条の2の見出しを「（電磁的記録の整理）」に改め、同条第1項中「電磁的記録である公文書（以下「電磁的公文書」という。）」を「電磁的記録」に改め、同項第2号中「会計年度別」を「年度別」に改め、同項第3号中「電磁的記録を」を削り、同項第4号中「電磁的記録の」を削り、同項に次の1号を加える。

（5）電磁的記録のうち保存を行うものについては、前条第1項に準じて編集しなければならない。

第40条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第47条とする。

第40条の見出し中「完結文書」を「紙文書」に改め、同条第1項中「公文書（電磁的記録であるものを除く。次項において「完結公文書」という。）」を「紙文書」に改め、同項第3号中「表紙及び」を削り、「別紙様式第10号」を「別紙様式第9号」に、「保存満期年月日」を「廃棄年月日」に改め、同項中第10号を第11号とする。

第40条第1項第9号中「別記様式第11号」を「別記様式第10号」に改め、同号を第10号とする。

第40条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）2以上の文書で紙文書と電子文書が相互に密接な関連を有する一の集合物であるときは、表紙にその旨を記載し、電子文書と併せて1つの文書を構成することが分かるよう編集すること。

第40条を第46条とし、第39条を第44条とし、同条の次に次の1条を加える。

（文書の整理）

第45条 決裁済文書は、文書管理システムにおいて編集し、保存しなければならない。ただし、文書管理システムに登録した紙文書及び第21条第1項の規定により起案した決裁済文書は所管課において、次条の定めるところにより編集し、保存しなければならない。

第38条の見出し中「基準及び分類」を「基準等」に改め、同条中「及び分類」を削り、同条に次の1項を加える。

2 文書分類表の項目の新設、廃止又は内容の変更については、教育政策課長に協議しなければならない。

第38条を第43条とし、第37条を第42条とし、第36条を第41条とする。

第35条中「事案の施行が終わったときは、起案者が決裁済文書に施行完了年月日を」を「文書管理システムにより起案した文書については施行完了年月日を文書管理システムに登録し、それ以外の文書については施行完了年月日を当該起案した文書に」に改める。

第4章第2節中第35条を第40条とする。

第34条第1号中「文書整理簿に必要事項」を「文書管理システムにより、当該文書に係る決裁文書に所要の事項」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「大量の文書」を「大量の紙文書」に、「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条第3号中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第39条とする。

第33条第2項中「信書のうち照会、回答、経由等の直接には法的効果を生じない文書については、電子メール又はファクシミリ」を「前条第1号に掲げる文書は、電気通信回線」に改め、同条を第38条とする。

第32条第1号中「庁外文書」の次に「（電子文書を除く。）」を加え、同号ア中「紹介状」を「招待状」に改め、同条を第37条とする。

第31条を第36条とする。

第30条第1項中「次により」を「次の各号に規定する」に改め、同項ただし書中「第14条第1号アからウまで」を「第15条第3項第1号から第4号まで」に改め、同項第2号及び第3号中「及び文書整理簿により」を「の記号及び」に改め、同条第3項ただし書中「当該文書の番号の属する年度又は年の数字を教育委員会名又は教育委員会名の略称「和教」の前に付すること」を「この限りでない」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 文書記号は、教育政策課長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、文書番号は、文書管理システムから取得した番号を用いるものとする。ただし、文書管理システムでの付番が困難であると教育政策課長が認めるものについては、文書管理システムとは別に付番することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一事案に属する照会、通知等の往復文書の発信番号は、当初の当該登録番号を用いるものとする。この場合において、照会、通知等を発するごとに枝番号を付すことができる。

第30条を第35条とし、第4章第1節中第35条の前に次の1条を加える。

（文書の施行）

第34条 決裁が終了したときは、直ちに施行手続をとらなければならない。ただし、直ちに施行手続をとることができないものについては、上司の指示を受けるものとする。

- 2 処理担当者は、文書を施行するときは、文書管理システムに施行日、施行先その他の所要事項を登録しなければならない。

第29条及び第29条の2を削る。

第28条の見出しを「（供覧等）」に改め、同条中「第18条、第19条、第21条、第26条及び前条の規定は、供覧」を「第19条から第25条まで及び前条の規定は、供覧及び報告」に改め、第3章中第28条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の処理等の特例）

第33条 電磁的記録は、当該電磁的記録の情報が、電子情報処理システムに記録される場合に限り、文書管理システムに代えて、当該電子情報処理システムにより処理することができる。

- 2 前項の規定により処理する場合においては、第13条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条から前条まで、次条から第40条まで、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条及び第51条の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定により処理するときは、法令、条例、規則等別に定めのあるものを除き、あらかじめ教育政策課長の承認を得なければならない。

第27条中「終わったときは、起案者が決裁済文書に決裁完了年月日を記載」を「終了したときは、文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合で、決裁者の決裁が終了したときは、決裁済文書に決裁者が決裁した年月日を記入するとともに、文書管理システムに当該決裁文書に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する。

第27条を第31条とする。

第26条を削る。

第25条（見出しを含む。）中「、ファクシミリ又は電子メール」を「又はファクシミリ」に改め、同条を第30条とする。

第23条及び第24条を削る。

第22条の見出し中「再回」を「再回等」に改め、同条第1項中「要するものは、決裁伺書の「合議欄」に「要再回〇〇課」と表示しなければならない」を「求めるときは、文書管理システムに再回を要する旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、当該決裁伺書の「合議欄」に「

要再回〇〇課」と表示し）、起案課に返付するものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による登録若しくは表示があるとき、決裁の内容が当初のものと異なるとき又は廃案若しくは保留となったときは、起案課は、決裁文書の決裁を受けた後、当該合議先に再回しなければならない。

第22条第3項中「を閲覧したときは、当該表示箇所認印して」を「の閲覧を終了したときは、文書管理システムに再回の確認をした旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、「要再回」の表示をした箇所に消印を押し）、当該決裁文書を」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（廃止）

第28条 決裁文書又は決裁済文書を廃止する必要があるときは、文書管理システムによる廃止処理を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合は、軽易なものを除き、当該文書の余白に「廃案」と朱書して、関係者の閲覧に供しなければならない。

（未処理文書の追求）

第29条 文書主任は、所管課長の指示を受け、文書管理システム等によって、未処理文書を追求し、その処理の促進を図らなければならない。

第21条第3項中「所定欄に認印して直ちに回付し」を「文書管理システムにその旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、所定の欄に押印し）」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（決裁文書の訂正等）

第26条 起案者は、起案した決裁文書に誤りを発見したときは、次に掲げるところにより訂正等を行うとともに、その旨を既に回議した決定者及び合議者に報告の上、決裁者の承認を受けなければならない。

（1）電子決裁による場合は、文書管理システムに登録された事項の訂正等を行い、再度登録しなければならない。

（2）第21条第1項の規定により起案した場合は、決裁文書の訂正等をした箇所に訂正印を押印し、当該文書が同条第2項の規定により文書管理システムに登録されているときにあっては、当該登録事項の訂正等を行わなければならない。

第20条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「審査し、所定欄に認印しなければならない」を「審査しなければならない」に改め、同条を第24条とする。

第19条中「事務担当班長から」を「和歌山市教育委員会事務決裁規則（平成27年教育委員会規則第13号）第4条に定めるところにより、」に改め、同項に次の1項を加える。

2 前項の手続は、文書管理システムを用い電磁的に表示し、記録する方式により行うものとする。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書のうち特に急を要するものは、その文書の内容を説明しうる職員が自ら携行して決裁を受けなければならない。

第19条を第23条とする。

第18条の見出しを「（決裁文書の作成要領）」に改め、同条中「起案は、次に」の次に「掲げるところに」を加え、同条第1号を次のように改める。

（1）起案は、一事案ごとに作成し、件名はできるだけ起案の要旨を明らかにすること。ただし、関

係する事案は、支障のない限り、一括して起案すること。

第18条第2号中「決裁伺書には、」及び「、起案年月日」を削り、「記載」を「明示」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条第9号中「文書は、決裁伺書の余白に「至急」の文字を朱書」を「文書については「至急」を、秘密文書については「秘」と明示」に改め、同条を同条第6号とし、同条の次に次の2号を加える。

（7）複数にわたる紙文書を添付する文書の起案については、決裁中に文書が分離しないよう確実な方法で綴ること。

（8）決裁文書の一部が電子文書とすることが困難であると認められる場合は、当該部分を紙文書により作成する旨を文書管理システムに登録することによって添付文書管理票を出力し、これを当該紙文書に付して回議すること。

第18条第10号を削り、同条を第22条とする。

第17条を第19条とし、同条の次に次の2号を加える。

（起案の方法）

第20条 文書の起案は、次条に定めるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。

（文書管理システムを用いない起案等）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、文書管理システムを用いないで、当該各号に掲げる用紙を用いて起案することができる。

（1）法令等において定められた様式、帳票等、独自の様式で起案することが合理的である場合 当該様式、帳票等

（2）事務の処理上、一定の帳票又は簿冊を用いることが適当な場合 当該帳票又は簿冊

（3）窓口で受領する申請、届出等であって、即時性が求められる場合 起案用紙（別記様式第7号）

（4）必要な端末が整備されておらず、文書管理システムを使用できない環境にある場合 起案用紙

（5）システム障害等により文書管理システムを使用できない場合 起案用紙

（6）前5号のほか、文書管理システムによることが適当でないと教育政策課長が認めた場合 教育政策課長が認めた用紙

2 前項第5号又は第6号の規定により起案したときは、必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する文書を供覧する場合にあつては、文書管理システムを用いないで帳簿処理、余白処理等により起案することができる。

第16条中第3項を削り、同条を第18条とする。

第15条の見出し中「文書の」を削り、同条中「前条第5号の規定により文書主任から文書を受領した」を「紙文書として前条第4項の規定による收受文書の回付を受けた」に、「その文書」を「その紙文書」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（重要な收受文書の供覧等）

第17条 所管課長は、收受した文書のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、直ちに上司に供覧しなければならない。

（1）文書内容の迅速な伝達を必要とするもの

（2）重要な文書で、その処理に上司の指揮を必要とするもの

（3）前2号に掲げるもののほか、上司の供覧を必要とするもの

第14条中「文書主任において」を削り、同条第1号を次のように改める。

（1）所管課に到達した文書は、文書管理システムに当該文書に係る文書記号、件名、收受日その他の所要事項を登録しなければならない。

第14条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「文書」を「紙文書」に、「記入した上、認印する」を「記入する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）所管課に到達した文書が紙文書である場合には、速やかに当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録しなければならない。

第14条に次の3項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、所管課に到達した紙文書が電子文書の変換に適さないと認められる場合においては、当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録することを要しない。

3 前項の規定により所管課に到達した紙文書を文書管理システムに登録しないときにおいて、当該文書に係る文書記号、件名、收受日その他の所要事項を文書管理システムに登録した後、当該文書の余白に課受付印（別記様式第6号）を押印し、文書管理システムから取得した番号を付さなければならない。ただし、次に掲げる文書については、意思決定過程や事務及び業務の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる文書を除き、文書管理システムへの登録並びに課受付印の押印及び番号を省略することができる。

（1）案内状、礼状、挨拶状等の書簡文書

（2）新聞、雑誌、冊子その他これらに類する文書

（3）事務局の内部組織及び教育機関の相互において收受する文書

（4）その他軽易な文書

4 前項に掲げる文書を除き、收受した文書は、全て所管課長の閲覧に供しなければならない。

第14条を第15条とする。

第13条第3号中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に、「配布して受領印を徴すること」を「配布する」に改め、「した上、取扱者が認印」を削り、同条第4号中「配布して受領印を徴する」を「配布する」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第1章第2節中第11条を第12条とする。

第10条第4項第1号中「收受、」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）文書管理システムの運用に関すること。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「文書整理簿（別記様式第1号）及び」を削り、「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同条第2項第1号中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同項第2号中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同項第3号中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、証明交付簿又は公示令達番号簿を文書管理システムにより管理する場合は、文書収発簿を用いてこれに代えることができる。

第1章第1節中第7条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条（見出しを含む。）中「文書」を「紙文書」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（文書管理システムへの登録）

第4条 文書は、文書管理システムに登録して処理しなければならない。ただし、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる文書にあっては、文書管理システムに登録しないで処理することができる。

（1）1年以上の保存を要しない軽易な文書

（2）他の電子計算組織により処理される文書

（3）前2号に掲げるもののほか、文書管理システムにより難いと教育政策課長が認める文書

別記様式第1号を削る。

別記様式第2号中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を別記様式第1号とし、別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第7条関係）

特 殊 文 書 配 布 簿

日付	収受番号	発信者名	宛先	種類	備考

別記様式3号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第2号とする。
別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第7条関係）

電 報 配 布 簿

[illegible]

別記様式第4号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第18条関係）

				重要情報				索引番号			
--	--	--	--	------	--	--	--	------	--	--	--

決 裁 者		適 用		文書分類				保存期間			
								文書種別			
件 名								起案	年 月 日		
								決裁	年 月 日		
								施行	年 月 日		
概 要								起 案 者	教 育 委 員 会		
									部		
									課		
									(電話番号)		
決 裁											
	文書審査 公印承認										
合 議											
開 示	開示区分				開示可能時期						
	不開示事項										

和 歌 山 市 教 育 委 員 会

別記様式8号中「第18条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第9号中「第34条関係」を「第39条関係」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第10号を次のように改める。

[illegible]

別記様式第10号中「第40条関係」を「第46条関係」に改め、同様式を別記様式第9号とする。
別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第111号（第40条関係）

索引

作成年度		保存期間		所管課	
文書分類				文書ファイル名	

番 号	日 付	件 名	媒体の種別	備 考	重要情報 有 無

別記様式第 11 号中「第 40 条関係」を「第 46 条関係」に改め、同様式を別記様式第 10 号とする。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に収受した文書及びこの規程の施行の際、現に処理の過程にある文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（令和 7 年 3 月 31 日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第5号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年3月26日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和7年3月27日（木） 午後6時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）2月定例市議会について
 - （2）和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則及び和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
 - （3）和歌山市立学校管理規則等の一部改正について
 - （4）和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について
 - （5）人事案件について
 - （6）その他

（令和7年3月26日揭示済）

和歌山市企業局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第6号

和歌山市企業局公印規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局公印規程（昭和27年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「ときは、」の次に「文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）に公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を企業総務課長に提示しなければならない。ただし、電子決裁（文書管理システムにおいて電子的な方法により回議し、及び決裁を得ることをいう。以下同じ。）以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加える。

第7条第1項中「ときは、」の次に「文書管理システムに公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を公印管理者に提示しなければならない。ただし、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加え、同条第3項中「ときは、」の次に「電子決裁以外の方法による場合は、」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第7号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第38条中「債権者」を「請求者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、数葉をもって1通であることを証明する事項を記載することにより省略することができる。

第39条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載することにより、正当な請求者から提出されたものであることを管理者が確認できるときは、請求者の印を省略することができる。

第78条を次のように改める。

（指定金融機関の責務）

第78条 指定金融機関は、その公金の出納及び保管について責任を有する。

第84条中「指定金融機関」を「出納取扱金融機関」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第8号

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局文書取扱規程（平成5年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加え、同条第5号を次のように改める。

（5）電子文書 決裁文書の体裁に関する書式情報を含む電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第2条に次の2号を加える。

（18）文書管理システム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織で和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）別表第1の総務課が所管するものをいう。

（19）保存期間 会計年度によるものにあつては完結した日から当該文書の保存年限の起算日の属する年度の末日までの期間、暦年によるものにあつては起算日の属する年の12月31日までの期間をいう。

第3条に次の1項を加える。

4 文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、他の電子計算組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システムにより行わなければならない。

第45条を第57条とし、第44条を第55条とし、同条の次に次の1条を加える。

（紛失への対応）

第56条 所管課長は、公文書ファイル等の誤廃棄その他の原因による紛失が明らかとなった場合は、直ちに所管部長及び企業総務課長に報告しなければならない。

2 企業総務課長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第43条を第54条とする。

第42条第2項中「保存期間が30年保存」を「第42条第1号」に改め、同条を第53条とする。

第41条第3項中「ときは」の次に「、文書管理システムに保存期間延長の入力をするとともに」を加え、同項にただし書として次のように加える。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書については、文書管理システムへの入力を要しない。

第41条を第52条とする。

第40条の見出し中「保存」を「整理等」に改め、同条を第51条とする。

第39条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公文書の保管）

第50条 決裁済文書は、保存期間が満了するまで、所管課長が指定する保管庫への収納その他適当な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムにより作成した文書は、文書管理システム内に整理及び保管しなければならない。

第38条の3の見出し、同条第1項及び第2項中「電磁的記録」を「電子文書」に改め、同条第3項中「前2項」を「前1項」に改め、「規定により」の次に「文書管理システム及び電子情報処理システム以外の記録媒体に」を加え、同条を第48条とする。

第38条の2を第47条とする。

第38条第1項第3号中「表紙及び」を削り、「保存満期年月日」を「廃棄年月日」に改め、同条中第10号を第11号とし、同項第9号中「照会、回答その他輕易な」を「第5種に属する」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）2以上の文書で紙文書と電子文書が相互に密接な関連を有する一の集合物であるときは、表紙にその旨を記載し、電子文書と併せて1つの文書を構成することが分かるよう編集すること。

第38条を第46条とし、第37条を第44条とし、同条の次に次の1条を加える。

（文書の整理）

第45条 決裁済文書は、文書管理システムにおいて編集し、保存しなければならない。ただし、文書管理システムに登録した紙文書及び第21条第1項の規定により起案した決裁済文書は所管課において、次条の定めるところにより編集し、保存しなければならない。

第36条を第43条とし、第35条を第41条とし、同条の次に次の1条を加える。

（保存期間）

第42条 公文書の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令、条例、規程等別に定めのあるものは、その保存期間による。

- （1）第1種 30年保存
- （2）第2種 10年保存
- （3）第3種 5年保存
- （4）第4種 3年保存
- （5）第5種 1年保存

第34条中「事案の施行が終わったときは、起案者が決裁済文書に施行完了年月日を」を「文書管理システムにより起案した文書については施行完了年月日を文書管理システムに登録し、それ以外の文書については施行完了年月日を当該起案した文書に」に改め、同条を第40条とする。

第33条第1項中「文書整理簿に必要事項」を「文書管理システムにより、当該文書に係る決裁文書に所要の事項」に改め、同項ただし書を削り、同条を第39条とする。

第32条第1項中「原則として郵便」を「信書にあっては送達又は郵便により行うものとし、信書以外のものにあっては宅配便又はメール便」に改め、同条第2項中「照会、回答、経由等の直接には法的効果を生じない文書については、電子メール、ファクシミリ又は宅配便」を「第37条第1項第1号から第4号までに掲げる文書は、電気通信回線」に改め、同条を第38条とし、第31条を第37条とし、第30条を第36条とする。

第29条第1項中「次により」を「次の各号に規定する」に改め、「第13条第1号アからウまで」を「第15条第3項第1号から第4号まで」に改め、同項第2号中「及び文書整理簿により」を「の記号及び」に改め、同項第3号中「頭文字及び文書整理簿により」を「各頭文字の記号及び」に改

め、同条第3項ただし書中「当該文書の番号の属する年度又は年の数字を市及び局名の頭文字「和企」の前に付すること」を「この限りでない」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 文書記号は、企業総務課長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、文書番号は、文書管理システムから取得した番号を用いるものとする。ただし、文書管理システムでの付番が困難であると企業総務課長が認めるものについては、文書管理システムとは別に付番することができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同一事案に属する照会、通知等の往復文書の発信番号は、当初の当該登録番号を用いるものとする。この場合において、照会、通知等を発するごとに枝番号を付すことができる。

第29条を第35条とし、同条の前に次の1条を加える。

（文書の施行）

第34条 決裁が終了したときは、直ちに施行手続をとらなければならない。ただし、直ちに施行手続をとることができないものについては、上司の指示を受けるものとする。

2 処理担当者は、文書を施行するときは、文書管理システムに施行日、施行先その他の所要の事項を登録しなければならない。

第28条第1項中「限り」の次に「、文書管理システムに代えて」を加え、同条第2項中「第12条、第13条、第15条、第17条、第19条」を「第13条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条」に、「第29条から第34条まで、第36条、第38条の2、第38条の3及び第40条」を「、次条から第40条まで、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条及び第51条」に改め、同条を第33条とする。

第27条の見出し中「供覧」の次に「等」を加え、同条中「第17条、第18条、第20条、第25条及び前条の規定は、供覧」を「第19条から第25条まで及び前条の規定は、供覧及び報告」に改め、同条を第32条とする。

第26条中「終わったときは、起案者が決裁済文書に決裁完了年月日を記載する」を「終了したときは、文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合で、決裁者の決裁が終了したときは、決裁済文書に決裁者が決裁した年月日を記入するとともに、文書管理システムに当該決裁文書に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する。

第26条を第31条とする。

第25条を削る。

第24条の見出し中「、ファクシミリ又は電子メール」を「又はファクシミリ」に改め、同条中「、ファクシミリ又は電子メール」を「又はファクシミリ」に、「又は紙文書」を「又は文書」に、「する等して一般の紙文書」を「し、第13条から第33条までの規定」に改め、同条を第30条とする。

第22条及び第23条を削る。

第21条の見出し中「再回」の次に「等」を加え、同条第1項中「要するもの」を「求めるとき」に、「決裁伺書の「合議欄」に「要再回〇〇課」と表示しなければならない」を「文書管理システムに再回を要する旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、当該起案用紙の「合議欄

」に「要再回〇〇課」と表示し）、起案課に返付するものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による登録若しくは表示があるとき、決裁の内容が当初のものと異なるとき又は廃案若しくは保留となったときは、起案課は、決裁文書の決裁を受けた後、当該合議先に再回しなければならない。

第21条第3項中「を閲覧したときは、当該表示箇所認印して、」を「の閲覧を終了したときは、文書管理システムに再回の確認をした旨を登録（第21条第1項の規定により起案した場合は、「要再回」の表示をした箇所に消印を押し）、当該起案文書を」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（廃止）

第28条 決裁文書又は決裁済文書を廃止する必要があるときは、文書管理システムによる廃止処理を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合は、軽易なものを除き、当該文書の余白に「廃案」と朱書して、関係者の閲覧に供しなければならない。

（未処理文書の追求）

第29条 文書主任は、所管課長の指示を受け、文書管理システム等によって、未処理文書を追求し、その処理の促進を図らなければならない。

第20条第3項中「所定欄に認印して直ちに回付し」を「文書管理システムにその旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、所定の欄に押印し）」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（決裁文書の訂正等）

第26条 起案者は、起案した決裁文書に誤りを発見したときは、次に掲げるところにより訂正等を行うとともに、その旨を既に回議した決定者及び合議者に報告の上、決裁者の承認を受けなければならない。

- （1）電子決裁による場合は、文書管理システムに登録された事項の訂正等を行い、再度登録しなければならない。
- （2）第21条第1項の規定により起案した場合は、決裁文書の訂正等をした箇所に訂正印を押印し、当該文書が同条第2項の規定により文書管理システムに登録されているときにあっては、当該登録事項の訂正等を行わなければならない。

第19条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「審査し、所定欄に認印しなければならない」を「審査しなければならない」に改め、同条を第24条とする。

第18条中「事務担当班長から」を「和歌山市企業局事務決裁規程（平成11年水道局規程第4号）第4条に定めるところにより、」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の手続は、文書管理システムを用い電磁的に表示し、記録する方式により行うものとする。
- ただし、第21条第1項の規定により起案した文書で特に急を要するものは、その文書の内容を説明しうる職員が自ら携行して決裁を受けなければならない。

第18条を第23条とする。

第17条の見出し中「起案の方法」を「起案文書の作成要領」に改め、同条中「次に」の次に「掲げるところに」を加え、同条第1号中「決裁伺書（別記様式第8号）を用いる」を「一事案ごとに作

成し、件名はできるだけ起案の要旨を明らかにする」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、関係する事案は、支障のない限り、一括して起案すること。

第17条第2号中「決裁伺書には、」及び「、起案年月日」を削り、「記載」を「明示」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条第9号中「は、決裁伺書の余白に「至急」の文字を朱書する」を「については「至急」を、秘密文書については「秘」と明示する」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

（7）複数にわたる紙文書を添付する文書の起案については、決裁中に文書が分離しないよう確実な方法で綴ること。

（8）決裁文書の一部が電子文書とすることが困難であると認められる場合は、当該部分を紙文書により作成する旨を文書管理システムに登録することによって添付文書管理票を出力し、これを当該紙文書に付して回議すること。

第17条第10号を削り、同条を第22条とする。

第16条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（起案の方法）

第20条 文書の起案は、次条に定めるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。

（文書管理システムを用いない起案等）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、文書管理システムを用いないで、当該各号に掲げる用紙を用いて起案することができる。

（1）法令等において定められた様式、帳票等、独自の様式で起案することが合理的である場合 当該様式、帳票等

（2）事務の処理上、一定の帳票又は簿冊を用いることが適当な場合 当該帳票又は簿冊

（3）窓口で受領する申請、届出等であって、即時性が求められる場合 起案用紙（別記様式第8号）

（4）必要な端末が整備されておらず、文書管理システムを使用できない環境にある場合 起案用紙

（5）システム障害等により文書管理システムを使用できない場合 起案用紙

（6）前5号のほか、文書管理システムによることが適当でないと企業総務課長が認めた場合 企業総務課長が認めた用紙

2 前項第5号又は第6号の規定により起案したときは、必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する文書を供覧する場合にあっては、文書管理システムを用いないで帳簿処理、余白処理等により起案することができる。

第15条第3項を削り、同条を第18条とする。

第14条の見出し中「紙文書の」を削り、同条中「前条第5号の規定により文書主任から紙文書を受領した」を「紙文書として前条第4項の規定による収受文書の回付を受けた」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（重要な収受文書の供覧等）

第17条 所管課長は、収受した文書のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、直ちに上司に供覧しなければならない。

- （1）文書内容の迅速な伝達を必要とするもの
- （2）重要な文書で、その処理に上司の指揮を必要とするもの
- （3）前2号に掲げるもののほか、上司の供覧を必要とするもの

第13条中「文書主任において」を削り、同条第1号を次のように改める。

- （1）所管課に到達した文書は、文書管理システムに当該文書に係る文書記号、件名、收受日その他の所要事項を登録しなければならない。

第13条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「記入した上、認印する」を「記入する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- （2）所管課に到達した文書が紙文書である場合には、速やかに当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録しなければならない。

第13条に次の3項を加える。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、所管課に到達した紙文書が電子文書の変換に適さないと認められる場合においては、当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録することを要しない。
- 3 前項の規定により所管課に到達した紙文書を文書管理システムに登録しないときにおいて、当該文書に係る文書記号、件名、收受日その他の所要事項を文書管理システムに登録した後、当該文書の余白に課受付印（別記様式第7号）を押印し、文書管理システムから取得した番号を付さなければならない。ただし、次に掲げる文書については、意思決定過程並びに事務及び業務の実績の合理的な跡付けや検証に必要な文書を除き、文書管理システムへの登録並びに課受付印の押印及び番号を省略することができる。

- （1）案内状、礼状、挨拶状等の書簡文書
- （2）新聞、雑誌、冊子その他これらに類する文書
- （3）局の内部組織及び局と市の他の機関相互において收受する文書
- （4）その他軽易な文書

- 4 前項に掲げる文書を除き、收受した文書は、全て所管課長の閲覧に供しなければならない。

第13条を第15条とする。

第12条第2項を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（受領した文書の配布）

第14条 企業総務課において受領した文書は、文書配布箱又は電子メールにより所管課に配布するものとする。この場合において、企業総務課において次により処理しなければならない。

- （1）配布先の明確でない文書は、これを開封し、配布先を確認の上、配布すること。
- （2）2以上の所管課に関連のある文書は、その最も関係の深い所管課に配布すること。
- （3）書留、簡易書留、現金書留、配達証明、特別送達等の特殊取扱文書については、特殊文書配布簿に必要事項を記載し、封をしたまま封皮に企業局受付印（別記様式第6号）を押し、文書主任又は文書主任が指名した者に配布する。この場合において、特別送達については、その封皮に受領時刻を記入しなければならない。
- （4）電報は、電報配布簿に必要事項を記載し、文書主任又は文書主任が指名した者に配布すること。

第11条を第12条とする。

第10条第4項第1号中「收受、」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を

加える。

（6）文書管理システムの運用に関すること。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「文書整理簿（別記様式第1号）及び」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、公示令達番号簿を文書管理システムにより管理する場合は、文書収発簿を用いてこれに代えることができる。

第7条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（文書管理システムへの登録）

第4条 文書は、文書管理システムに登録して処理しなければならない。ただし、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる文書にあっては、文書管理システムに登録しないで処理することができる。

- （1）1年以上の保存を要しない軽易な文書
 - （2）他の電子計算組織により処理される文書
 - （3）前2号に掲げるもののほか、文書管理システムにより難いと企業総務課長が認める文書
- 別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 削除

別記様式第2号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「受領者印」を「受領者」に、「担当者印」を「担当者」に改める。

別記様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「収受番号」を「受領番号」に、「受領者印」を「受領者」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別記様式第6号中「第12条関係」を「第14条関係」に改める。

別記様式第7号中「第13条関係」を「第15条関係」に改める。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第21条関係）

				重要情報				索引番号			
決裁者		適用					文書分類		保存期間		
件名								起案	年 月 日		
								決裁	年 月 日		
								施行	年 月 日		
概要								起案者			
									(電話番号)		
決裁											
合議											
開示	開示区分				開示可能時期						
	不開示事項										

和歌山市企業局

別記様式第9号及び別記様式第10号を次のように改める。

[illegible]

別記様式第10号（第46条関係）

索引

作成年度		保存期間	所管課	
文書分類			文書ファイル名	

番 号	日 付	件 名	媒体の種別	備 考	重要情報 有 無

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に収受した文書及びこの規程の施行の際、現に処理の過程にある文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第9号

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局事務決裁規程（平成11年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「代決する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の処理を専ら行う電子情報処理組織を用いないで代決する」に改め、ただし書を削る。

第12条中「回付し、」を「回議し、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）における電子決裁（電子的な方法により決裁を回議し、及び決裁を受けることをいう。以下同じ。）の方法による場合にあっては承認の登録を、文書管理システムにおける電子決裁以外の方法にあっては」に改める。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第15項第1号中「第41条第2項」を「第52条第2項」に、「第42条第1項」を「第53条第1項」に、「保存期間が30年保存」を「第42条第1号」に改める。

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第1項第14号中「同法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法」に改め、「第243条の2第1項」の次に「により同条第2項」を加え、「を指定する」を「に関する指定を行う」に改め、同表第2項第16号ア中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第2個別決裁事項の経営管理部に関する事項の表経理課の項第8号を次のように改める。

8 受贈財産の採納に関する こと。	○				
----------------------	---	--	--	--	--

別表第2個別決裁事項の経営管理部に関する事項の表営業課の項第7号及び第8号を削り、第9号中「公共下水道事業分担金並びに」を削り、同号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号中「公共下水道等（公共下水道、」及び「をいう。以下同じ。）」を削り、同号を第9号とし、第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号を第12号とする。

別表第2個別決裁事項の下水道部に関する事項の表下水道企画建設課の項第1号中「公共下水道等」の次に「（公共下水道、農業及び漁業集落排水処理施設をいう。以下同じ。）」を加え、同項に次の4号を加える。

2 受益者負担金の賦課対象 区域を決定すること。			○		経営管理部 長
3 受益者負担金の賦課徴収 に係る土地を確認すること。	○				
4 公共下水道事業分担金を 決定すること。		○			経営管理部 長

5 公共下水道の供用開始区域を決定すること。				○	経営管理部 長
------------------------	--	--	--	---	------------

別表第2個別決裁事項の下水道部に関する事項の表下水道管理課の項に次の3号を加える。

4 水洗便所改造費の融資における利子の補給及び水洗便所改造費助成金を決定すること。	○				
5 開発行為に係る下水道施設の協定に関すること。		○			
6 下水道管渠等への接続の許可及び同意を行い、工事の完了を確認すること。	軽易なもの	重要なもの			

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

和歌山市企業局規程第10号

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局組織規程（平成12年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第4項第1号カ中「調定」の次に「（下水道企画建設課の所管に属するものを除く。）」を加え、同号キ中「減免」の次に「（下水道企画建設課の所管に属するものを除く。）」を加え、同号中コを削り、サをコとし、シを削り、スをサとし、セを削り、ソをシとし、タをスとし、同項第2号に次のように加える。

コ 給水本管引取り（採納）に関すること。

第4条の3第1項第1号キ中「配水管整備事業」を「送水管整備事業」に改め、「（管路整備課計画班に属するものを除く。）」を削り、同項第2号ア中「、工業用水道にあつては各中継ポンプ所から需要者までの配水管を除く管路（以下「送水管等」という。）の新設工事に係る調査」を「の工事に係る調査、実施計画」に改め、同号中カをクとし、オをキとし、エをオとし、その次に次のように加える。

カ 一次配水池の更新工事及び耐震補強に係る調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

第4条の3第1項第2号中ウをエとし、同号イ中「送水管等」を「、上水道にあつては送水管、工業用水道にあつては各中継ポンプ所から需要者までの配水管を除く管路（以下「送水管等」という。）」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 工業用水道にあつては各中継ポンプ所から需要者までの配水管を除く管路の新設工事に係る調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

第4条の3第2項第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第4条の4第1項中「普及促進」を「啓発」に改め、同項第1号中オをキとし、エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 公共下水道の供用開始に係る告示に関すること。

オ 下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金の調定に関すること。

第4条の4第1項第4号に次のように加える。

ウ 公共下水道の供用開始に関すること。

エ 下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金の賦課に関すること。

第4条の4第2項中「機能保持」の次に「及び普及促進」を加え、同項第1号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 公共下水道の未普及世帯への普及活動に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市公営企業契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第11号

和歌山市公営企業契約規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改め、同条第2号中「800, 000円」を「1, 500, 000円」に改め、同条第3号中「400, 000円」を「800, 000円」に改め、同条第4号中「300, 000円」を「500, 000円」に改め、同条第6号中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改める。

第5条第6号中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市企業局告示第10号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第2条第2項の規定により排水設備等指定工事店として令和7年3月18日付けで新たに指定したので、同条例第18条第1号の規定により告示する。

令和7年3月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定工事店番号	指定工事店名	所在地	代表者名
第956号	和歌山排水設備	和歌山市松江東4丁目 1－69	西 泰伸
第957号	昭和設備	和歌山市栄谷741－11	濱田 和樹
第958号	三山商会	和歌山市直川 2874－11	山本 朝廣

（令和7年3月28日揭示済）

消防局訓令第4号

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市消防局長 谷 口 佳 生

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市消防文書取扱規程（平成4年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条—第11条」を「第9条—第12条」に、「第12条—第16条」を「第13条—第18条」に、「第17条—第30条」を、「第19条—第33条」に、「第31条—第33条」を「第34条—第37条」に、「第34条—第36条」を「第38条—第40条」に、「第37条—第48条」を「第41条—第57条」に改める。

第2条第3号中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加え、同条第5号を次のように改める。

（5）電子文書 決裁文書の体裁に関する書式情報を含む電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第2条に次の2号を加える。

（18）文書管理システム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。

（19）保存期間 会計年度によるものにあつては完結した日から当該文書の保存年限の起算日の属する年度の末日までの期間、暦年によるものにあつては起算日の属する年の12月31日までの期間をいう。

第3条に次の1項を加える。

4 文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、他の電子計算組織により処理されている事務を除き、原則として文書管理システムにより行わなければならない。

第48条を第57条とし、第47条を第56条とし、第46条を第54条とし、同条の次に次の1条を加える。

（紛失への対応）

第55条 所属長は、公文書ファイル等の誤廃棄その他の原因による紛失が明らかとなった場合は、直ちに消防副局長及び総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第45条を第53条とする。

第44条第2項中「第38条第1号」を「第42条第1号」に改め、同条を第52条とする。

第43条第3項中「ときは」の次に「、文書管理システムに保存期間延長の入力をするとともに」を加え、同項にただし書として次のように加える。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書については、文書管理システムへの入力を要しない。

第43条を第51条とする。

第42条の見出し中「保存」を「整理等」に改め、同条を第50条とする。

第41条を第48条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公文書の保管）

第49条 決裁済文書は、保存期間が満了するまで、所属長が指定する保管庫への収納その他適当な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムにより作成した文書は、文書管理システム内に整理及び保管しなければならない。

第40条の3の見出し、同条第1項及び第2項中「電磁的記録」を「電子文書」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「規定により」の次に「文書管理システム及び電子情報処理システム以外の記録媒体に」を加え、同条を第47条とする。

第40条の2を第46条とする。

第40条第1項第3号中「表紙及び」を削り、「保存満期年月日」を「廃棄年月日」に改め、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）2以上の文書で紙文書と電子文書が相互に密接な関連を有する一の集合物であるときは、表紙にその旨を記載し、電子文書と併せて1つの文書を構成することが分かるよう編集すること。

第40条を第45条とし、第39条を第43条とし、同条の次に次の1条を加える。

（文書の整理）

第44条 決裁済文書は、文書管理システムにおいて編集し、保存しなければならない。ただし、文書管理システムに登録した紙文書及び第21条第1項の規定により起案した決裁済文書は所属において、次条の定めるところにより編集し、保存しなければならない。

第38条を第42条とし、第37条を第41条とする。

第36条中「事案の施行が終わったときは、起案者が決裁済文書に施行完了年月日を」を「文書管理システムにより起案した文書については施行完了年月日を文書管理システムに登録し、それ以外の文書については施行完了年月日を当該起案した文書に」に改め、第4章第2節中同条を第40条とする。

第35条第1号中「文書整理簿に必要事項」を「文書管理システムにより、当該文書に係る決裁文書に所要の事項」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「郵送」を「発送」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条を第39条とする。

第34条第1項中「送達又は郵便」を「信書にあっては送達又は郵便により行うものとし、信書以外のものにあっては宅配便又はメール便」に改め、同条第2項中「照会、回答、経由等の直接には法的効果を生じない文書については、電子メール、ファクシミリ又は宅配便」を「前条第1号に掲げる文書は、電気通信回線」に改め、同条を第38条とする。

第33条を第37条とし、第32条を第36条とする。

第31条第1項中「次により」を「次の各号に規定する」に、「第13条第1号ア及びイ」を「第14条第3項第1号から第4号まで」に改め、同項第1号及び第2号中「公示令達簿」を「公示令達番号簿」に改め、同項第3号及び第4号中「及び文書整理簿により」を「の記号及び」に改め、同条第3項ただし書中「当該文書の番号の属する年度又は年の数字を「和消局」又は「和消」の前に付すること」を「この限りでない」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 文書記号は、総務課長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、文書番号は、文書管理システムから取得した番号を用いるものとする。ただし、文書管理システムでの付番が困難であると総務課長が認めるものについては、文書管理システムとは別に付番することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一事案に属する照会、通知等の往復文書の発信番号は、当初の当該登録番号を用いるものとする。この場合において、照会、通知等を発するごとに枝番号を付すことができる。

第31条を第35条とし、第4章第1節中同条の前に次の1条を加える。

（文書の施行）

第34条 決裁が終了したときは、直ちに施行手続をとらなければならない。ただし、直ちに施行手続をとることができないものについては、上司の指示を受けるものとする。

- 2 処理担当者は、文書を施行するときは、文書管理システムに施行日、施行先その他の所要事項を登録しなければならない。

第30条第1項中「限り」の次に「、文書管理システムに代えて」を加え、同条第2項中「、第12条」を削り、「、第16条」を「から第15条まで、第17条」に、「から第22条まで、第24条から前条まで、第31条から第36条まで、第38条第2項、第40条の2、第40条の3及び第42条」を「、第22条から前条まで、次条から第40条まで、第42条第2項及び第3項、第44条、第46条、第47条、第49条並びに第50条」に改め、第3章中同条を第33条とする。

第29条の見出し中「供覧」の次に「等」を加え、同条中「第18条、第19条、第21条、第27条及び前条の規定は、供覧」を「第19条から第25条まで及び前条の規定は、供覧及び報告」に改め、同条を第32条とする。

第28条中「終わったときは、起案者が決裁済文書に決裁完了年月日を記載する」を「終了したときは、文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合で、決裁者の決裁が終了したときは、決裁済文書に決裁者が決裁した年月日を記入するとともに、文書管理システムに当該決裁文書に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録する。

第28条を第31条とする。

第27条を削る。

第26条の見出し中「、ファクシミリ又は電子メール」を「又はファクシミリ」に改め、同条中「、ファクシミリ又は電子メール」を「又はファクシミリ」に、「紙文書」を「文書」に改め、同条を第30条とする。

第23条から第25条までを削る。

第22条の見出し中「再回」の次に「等」を加え、同条第1項中「要するもの」を「求めるとき」に、「決裁伺書の「合議欄」に「要再回〇〇課」と表示しなければならない」を「文書管理システムに再回を要する旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、当該起案用紙の「合議欄」に「要再回〇〇課」と表示し）、起案課に返付するものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による登録若しくは表示があるとき、決裁の内容が当初のものと異なるとき、又は廃

案若しくは保留となったときは、起案課は、決裁文書の決裁を受けた後、当該合議先に再回しなければならない。

第22条第3項中「を閲了したときは、当該表示箇所認印して」を「の閲覧を終了したときは、文書管理システムに再回の確認をした旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、「要再回」の表示をした箇所に消印を押し）、当該起案文書を」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（廃止）

第28条 決裁文書又は決裁済文書を廃止する必要があるときは、文書管理システムによる廃止処理を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定により起案した場合は、軽易なものを除き、当該文書の余白に「廃案」と朱書して、関係者の閲覧に供しなければならない。

（未処理文書の追求）

第29条 文書主任は、所属長の指示を受け、文書管理システム等によって、未処理文書を追求し、その処理の促進を図らなければならない。

第21条第3項中「所定欄に認印して直ちに回付し」を「文書管理システムにその旨を登録し（第21条第1項の規定により起案した場合は、所定の欄に押印し）」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（決裁文書の訂正等）

第26条 起案者は、起案した決裁文書に誤りを発見したときは、次に掲げるところにより訂正等を行うとともに、その旨を既に回議した決定者及び合議者に報告の上、決裁者の承認を受けなければならない。

（1）電子決裁による場合は、文書管理システムに登録された事項の訂正等を行い、再度登録しなければならない。

（2）第21条第1項の規定により起案した場合は、決裁文書の訂正等をした箇所に訂正印を押印し、当該文書が同条第2項の規定により文書管理システムに登録されているときにあっては、当該登録事項の訂正等を行わなければならない。

第20条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「審査し、所定欄に認印しなければならない」を「審査しなければならない」に改め、同条を第24条とする。

第19条中「事務担当班長から」を「和歌山市消防局事務決裁規程（平成15年消防局訓令第2号）第4条に定めるところにより、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の手続は、文書管理システムを用い電磁的に表示し、記録する方式により行うものとする。

ただし、第21条第1項の規定により起案した文書のうち特に急を要するものは、その文書の内容を説明し得る職員が自ら携行して決裁を受けなければならない。

第19条を第23条とする。

第18条の見出しを「（決裁文書の作成要領）」に改め、同条中「次に」の次に「掲げるところに」を加え、同条第1号中「決裁伺書（別記様式第6号）を用いる」を「一事案ごとに作成し、件名はできるだけ起案の要旨を明らかにする」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、関係する事案は、支障のない限り、一括して起案すること。

第18条第2号中「決裁伺書には、」及び「、起案年月日」を削り、「記載」を「明示」に改め、

同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条第9号中「は、決裁伺書の余白に「至急」の文字を朱書する」を「については「至急」を、秘密文書については「秘」と明示する」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- （7）複数にわたる紙文書を添付する文書の起案については、決裁中に文書が分離しないよう確実な方法で綴ること。
- （8）決裁文書の一部が電子文書とすることが困難であると認められる場合は、当該部分を紙文書により作成する旨を文書管理システムに登録することによって添付文書管理票を出力し、これを当該紙文書に付して回議すること。

第18条第10号を削り、同条を第22条とする。

第17条を第19条とし、同条の次に次の2号を加える。

（起案の方法）

第20条 文書の起案は、次条に定めるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。

（文書管理システムを用いない起案等）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、文書管理システムを用いないで、当該各号に掲げる用紙を用いて起案することができる。

- （1）法令等において定められた様式、帳票等独自の様式で起案することが合理的である場合 当該様式、帳票等
- （2）事務の処理上、一定の帳票又は簿冊を用いることが適当な場合 当該帳票又は簿冊
- （3）窓口で受領する申請、届出等であって、即時性が求められる場合 起案用紙（別記様式第6号）
- （4）必要な端末が整備されておらず、文書管理システムを使用できない環境にある場合 起案用紙
- （5）システム障害等により文書管理システムを使用できない場合 起案用紙
- （6）前5号のほか、文書管理システムによることが適当でないと総務課長が認めた場合 総務課長が認めた用紙

2 前項第5号又は第6号の規定により起案したときは、必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する文書を供覧する場合にあつては、文書管理システムを用いないで帳簿処理、余白処理等により起案することができる。

第2章中第16条第3項を削り、同条を第18条とする。

第15条の見出し中「紙文書の」を削り、同条中「第13条第5号の規定により文書主任から紙文書を受領した」を「紙文書として第14条第4項の規定による收受文書の回付を受けた」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（重要な收受文書の供覧等）

第17条 所属長は、收受した文書のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、直ちに上司に供覧しなければならない。

- （1）文書内容の迅速な伝達を必要とするもの
- （2）重要な文書で、その処理に上司の指揮を必要とするもの
- （3）前2号に掲げるもののほか、上司の供覧を必要とするもの

第14条第1項中「総務課及び各署の予防班」を「第13条第1項の規定にかかわらず、総務課」に、「局にあっては指令課員、各署にあっては受付勤務員が収受」を「指令課が受領」に改め、同条第2項中「紙文書を収受」を「規定による受領を」に、「局にあっては総務課、各署にあっては予防班に」を「指令課は当該紙文書を総務課に」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「文書主任において」を削り、同条第1号を次のように改める。

（1）所属に到達した文書は、文書管理システムに当該文書に係る文書記号、件名、収受日その他の所要事項を登録しなければならない。

第13条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「記入した上、認印する」を「記入する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）所属に到達した文書が紙文書である場合には、速やかに当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録しなければならない。

第13条に次の3項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、所属に到達した紙文書が電子文書の変換に適さないと認められる場合においては、当該紙文書を電子文書に変換し、文書管理システムに登録することを要しない。

3 前項の規定により、所属に到達した紙文書を文書管理システムに登録しないときにおいて、当該文書に係る文書記号、件名、収受日その他の所要事項を文書管理システムに登録した後、当該文書の余白に所属受付印（別記様式第5号）を押印し、文書管理システムから取得した番号を付さなければならない。ただし、次に掲げる文書については、意思決定過程並びに事務及び業務の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる文書を除き、文書管理システムへの登録並びに所属受付印の押印及び番号を省略することができる。

（1）案内状、礼状、挨拶状等の書簡文書

（2）新聞、雑誌、冊子その他これらに類する文書

（3）所属及び市の機関相互において収受する文書

（4）その他軽易な文書

4 前項に掲げる文書を除き、収受した文書は、全て所属長の閲覧に供しなければならない。

第13条を第14条とする。

第12条第2項第3号中「配布して受領印を徴すること」を「配布する」に改め、「した上、取扱者が認印」を削り、同条を第13条とする。

第1章第2節中第11条を第12条とする。

第10条第3項第1号中「収受、」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）文書管理システムの運用に関すること。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「及び各署は、次に掲げる」を「は次に掲げる簿冊を、各署は第1号に掲げる」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、公示令達番号簿を文書管理システムにより管理する場合は、文書収発簿を用いてこれに代えることができる。

第1章第1節中第7条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（文書管理システムへの登録）

第4条 文書は、文書管理システムに登録して処理しなければならない。ただし、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる文書にあっては、文書管理システムに登録しないで処理することができる。

- （1）1年以上の保存を要しない軽易な文書
- （2）他の電子計算組織により処理される文書
- （3）前2号に掲げるもののほか、文書管理システムにより難いと総務課長が認める文書

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 削除

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第8条関係）

特 殊 文 書 配 布 簿

日 付	受 領 番 号	発 信 者 名	宛	先	種 類	備 考

別記様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別記様式第4号中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

別記様式第5号中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、「課」を削る。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第21条関係）

				重要情報		索引番号	
--	--	--	--	------	--	------	--

決 裁 者		適 用		文書分類				保存期間	
								文書種別	
件 名							起案	年 月 日	
							決裁	年 月 日	
							施行	年 月 日	
概 要							起 案 者		
決 裁									
合 議									
開 示	開示区分		開示可能時期						
	不開示事項								

和歌山市消防局

別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号を次のように改める。

別記様式第8号（第45条関係）

索引

作成年度	日	付	保存期間	所管課	
文書分類				文書ファイル名	

番 号	日 付	件 名	媒体の種類別	備 考	重要情報 有 無

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に収受した文書及びこの規程の施行の際、現に処理の過程にある文書の取扱いについては、なお従前の例による。

（令和7年3月31日揭示済）

消防局訓令第5号

和歌山市消防局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市消防局長 谷 口 佳 生

和歌山市消防局公印規程の一部を改正する規程

和歌山市消防局公印規程（平成7年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「受けようとするときは」の次に「、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）に公印押印の申請を登録し、押印を受けようとする文書を管理者に提示しなければならない。ただし、電子決裁（文書管理システムにおいて電子的な方法により回議し、及び決裁を得ることをいう。以下同じ。）以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加え、同条第2項中「承認し、」の次に「電子決裁の方法により決裁を受けた場合にあっては文書管理システムに承認を登録し、電子決裁以外の方法により決裁を受けた場合にあっては」を加え、同条第3項中「得たときは」の次に「、電子決裁以外の方法による場合は」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

消防局訓令第6号

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山市消防局長 谷 口 佳 生

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市消防局事務決裁規程（平成15年消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「代決する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の処理を専ら行う電子情報処理組織を用いないで代決する」に改め、ただし書きを削る。

第12条中「回付し、」を「回議し、文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う電子計算組織をいう。以下同じ。）における電子決裁（電子的な方法により決裁を回議し、及び決裁を受けることをいう。以下同じ。）の方法による場合にあっては承認の登録を、文書管理システムにおける電子決裁以外の方法にあっては」に改める。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第15項第1号中「第43条第2項」を「第52条第2項」に、「第44条第1項」を「第53条第1項」に、「第38条第1号」を「第42条第1号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済）

和歌山市固定資産評価審査委員会告示第1号

和歌山市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山市固定資産評価審査委員会

委員長 田 中 繁 夫

和歌山市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市固定資産評価審査委員会規程（平成11年固定資産評価審査委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表中「事務副主査」及び「技術副主査」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する

（令和7年3月28日揭示済）